

琴浦町BCP（業務継続計画）

〈地震・津波編〉

平成25年3月

琴 浦 町

目 次

ページ

第1部 基本事項	1
1 BCPとは	1
2 琴浦町BCPの目的と目標	1
(1)BCPの目的	1
(2)BCPの目標	1
3 琴浦町BCPの基本方針	2
(1)災害時優先業務への集中	2
(2)一元的な災害時優先業務の実施及び資源の確保	2
(3)業務継続体制の整備	2
(4)実効的なBCPの策定	3
(5)BCPに基づく計画的な準備	4
4 琴浦町BCPの位置づけ	4
(1)琴浦町地域防災計画との関係	4
(2)琴浦町BCPと鳥取県版業務継続計画(BCP)との関係	6
5 琴浦町BCPの対象	7
(1)対象となる組織	7
(2)対象となる職員	7
(3)対象となる業務	7
(4)対象となる期間	7
6 BCPの発動	9
7 BCP発動後の対応判断の流れ	9
8 BCPの解除	9
9 用語の定義	12
第2部 災害時の被害、状況及び課題	13
1 災害及び被害の基本的な考え方	13
(1)鳥取県版BCPの共通の考え方	13
(2)BCPの考え方	13
2 災害時の状況及び課題	13
(1)琴浦町の特長	13
(2)災害時に懸念される状況、課題等	15
第3部 災害時優先業務	18
1 「災害時優先業務」とは	18
(1)災害時優先業務	18
(2)災害時優先業務以外の業務	18
2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方	19
(1)継続が不可欠な業務	19
(2)優先度の判断基準	19
3 災害時優先業務一覧	21
第4部 業務継続体制	22
1 組織及び活動	22
(1)琴浦町の組織及び活動	22
■琴浦町災害対策本部の組織	24
(2)権限及びその委譲	25
(3)必要な資源の確保、配分	25
(4)関係機関との連携	25

2 人的資源	26
(1) 琴浦町職員	26
(2) 職員の安否確認	26
(3) 職員の参集	27
(4) 平常時の事前対策	28
(5) 職員の再配置	28
(6) 職員の活動	28
(7) 関係機関応援職員等(他市町村、国、県の職員。消防、警察、自衛隊。ボランティアなど)・・・	29
(8) 関係機関からの受援	30
3 物的資源	31
(1) 庁舎の確保・維持	31
(2) 執務スペースの確保	32
(3) 駐車場	33
(4) 電気	34
(5) 上水道	35
(6) 下水道	35
(7) 通信	35
(8) 情報システム	36
(9) 庁舎の代替施設の検討について	37
4 その他の主要施設	39
(1) 避難所	39
(2) 救援物資用倉庫	40
(3) 緊急消防援助隊の進出拠点等	40
5 資機材 琴浦町が保有している備品等について	41
(1) 公用車	41
(2) 災害応急作業用資機材等	42
6 物品、用品	42
(1) 事務機器等	43
(2) 食糧・飲料水等	43
(3) 安全衛生保護具・医薬品等	43
(4) トイレ等	43
(5) 暖房器具等	43
(6) その他の物品、用品等	44
7 会計	44
8 情報	44
第5部 その他	45
1 業務継続力の向上	45
(1) 琴浦町業務継続体制の整備、強化	45
(2) 琴浦町BCPの事前周知	47
(3) 琴浦町BCPの検証、見直し	47
資料集	
別紙1「災害時優先業務・業務継続体制表」(応急業務)	
別紙2「災害時優先業務・業務継続体制表」(通常業務のうち、災害時においても継続が不可欠な業務)	
別紙3「防災資機材及び水防用資機材の備蓄場所」	
別紙4「『東日本大震災級の地震による被害』について」	

第1部 基本事項

1 BCPとは

BCP（=Business Continuity Plan：業務継続計画）とは、琴浦町が行う災害時優先業務（※1）を実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源（※2）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生後の業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画である（以下、「BCP」という）。

※1：災害時優先業務

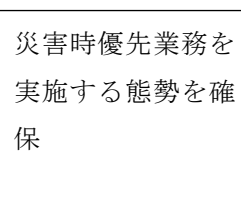
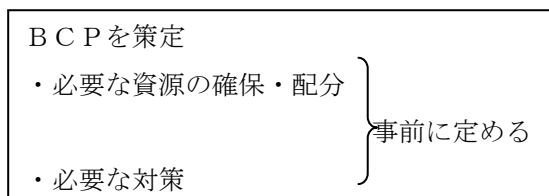
災害発生時に優先して行う必要がある業務（災害発生時における応急業務に、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を加えたもの。詳細は、「第3部 災害時優先業務」参照）

※2：資源

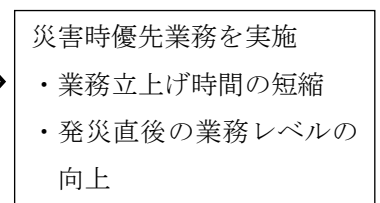
人員、事業所、資機材等（詳細は、「第4部 業務継続体制」参照）

図1-1「BCPのイメージ」

<平常時>



<災害時>



2 BCPの目的と目標

(1) BCPの目的

BCPの目的は、琴浦町に災害が発生した際、災害時優先業務を最大限迅速、効果的に実施し、災害時における被害、特に人的被害を最小限にとどめることである。

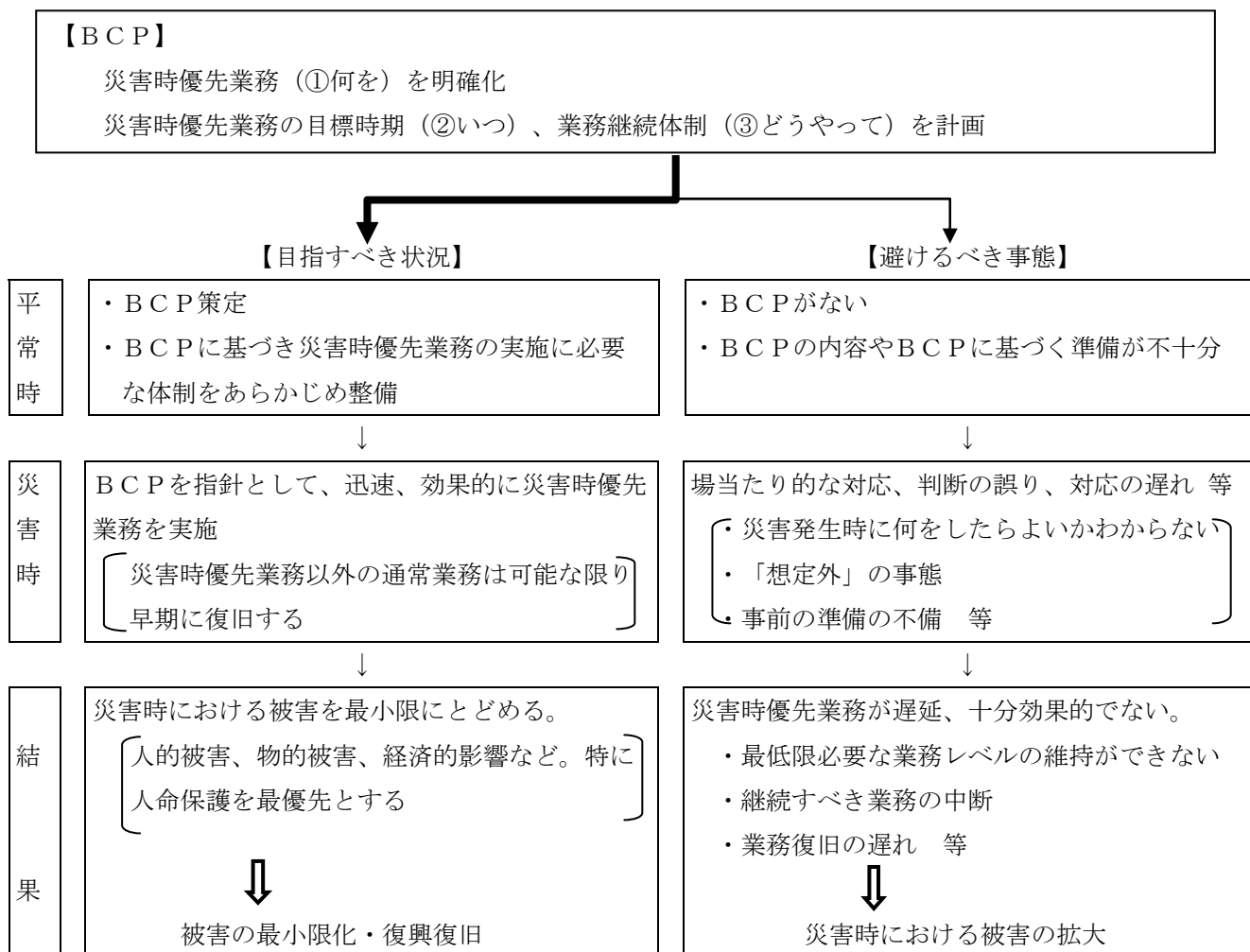
(2) BCPの目標

BCPの目標は、上記2（1）の目的を達成するため、災害発生時、施設、人員などに制約が生じる中で、琴浦町は、「何を、いつ、どうやって」行うかをあらかじめ、具体的に計画することである。

災害時優先業務を迅速、効果的に実施するためには、事前にそれが可能となるよう計画を策定し、かつ、策定した計画に基づいて準備を行っておかなくてはならない。

BCPは、災害発生時に町は「何を」行わなくてはならないのか、そして、災害という過酷な環境下で、それらの業務を「いつ」、「どうやって」行うのかをあらかじめ計画することにより、災害時優先業務の迅速、効果的な実施と、そのための準備を可能にしようとするものである。

図 1-2 「BCPの目標のイメージ」



3 B C P の基本方針

(1) 災害時優先業務への集中

町は、大規模な災害が発生した場合、人的被害を最小限にとどめるため、災害時優先業務の実施に全力を挙げる。

このため、災害時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する。（その後、災害時優先業務に影響を与えない範囲で順次復旧をはかるものとする。）

(2) 一元的な災害時優先業務の実施及び資源の確保

琴浦町災害対策本部は、災害時優先業務の実施およびその業務に必要な資源について、一元的に指揮・調整する。

(3) 業務継続体制の整備

災害時優先業務を迅速、効果的に実施するため、あらかじめ業務継続体制を整備することが必要である。そのために、町は、実効的な B C P を策定するとともに、当該 B C P に基づき計画的に業務継続体制を整備する。

(4) 実効的なBCPの策定

BCPの実効性が不十分では、業務継続体制を適切に整備することはできない。

このため、BCPは、以下のような方針により策定するものとする。

<琴浦町BCPの策定方針>

- ・災害時優先業務については、「誰が、いつ、何を、どのように」実施するのかを具体的に計画すること。
- ・あくまでも町の実態、現場のニーズを基礎とした計画とすること。
- ・構成についても、BCPの実効性を高める観点から決定すること。(図1-4参照)
- ・速やかに、かつ、誤解なく理解できるよう、専門的な用語や冗長な文章は避け、記述は簡潔でわかりやすいものとする。

図1-3「琴浦町BCPの構成」

構成区分	記載項目	内容・着眼点 (実効性を高める観点)
第1部 基本事項	1 BCPとは 2 目的と目標 3 基本方針 4 位置づけ 5 対象 6 用語の定義	<u>琴浦町BCPの基本となる事項(目的、方針など)を明確化</u>
第2部 災害時の被害、状況及び課題	1 災害時の被害の基本的な考え方 2 災害時の状況及び課題	<u>災害時、琴浦町で何が起きるのかを検討</u> ・町が対処すべき問題 ・町の対処上の障害
第3部 災害時優先業務	1 「災害時優先業務」とは 2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方 3 災害時優先業務一覧	<u>災害時に琴浦町がしなくてはならないことは何かを計画</u> ・誰が、何を実施しなくてはならないのか
第4部 業務継続体制	1 組織及び活動 2 資源 3 資機材 4 情報	・いつ、どのように実施するのか ・実施するために必要となるものは何か。
第5部 業務継続力の向上	1 業務継続力の向上	<u>琴浦町が現在及び今後しておくべきこと</u> ・町の現状 ・誰が、何を、いつまでに、どこまで、整備するのか。

(5) B C Pに基づく計画的な準備

B C P策定作業を進める中で、明らかとなった業務を継続する上での課題について整備し、災害時に機能するよう平素から準備をしておかなければならない。

< B C Pに基づく準備の例 >

- ・ハード面：資源の備蓄、施設・設備の耐震化など
- ・ソフト面：庁内体制整備、関係機関との連絡調整、ボトルネック（業務上ネックとなる箇所）解消など

4 B C Pの位置づけ

(1) 琴浦町地域防災計画との関係

B C Pは、以下の項目を計画することにより地域防災計画の実効性を担保するとともに、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要があるものの継続についても、同様に計画するものである。

①地域防災計画の実効性の担保

B C Pは、琴浦町地域防災計画を受けて、災害対策業務のうち、災害応急対策業務と優先度の高い災害復旧業務について、「何を」「いつ」「どうやって」行うかを詳細かつ具体的に計画し、その実効性を担保する。特に、「いつ」について、B C Pでは業務ごとに主要なポイントの目標となる時期を明記する。

また、「どうやって」については、B C Pでは行政（職員、施設等）が被災することや、災害時優先業務に使用できる施設、人員等に制約が生じることを前提とするほか、業務に従事する職員の飲料水・食糧の確保等についても計画する。

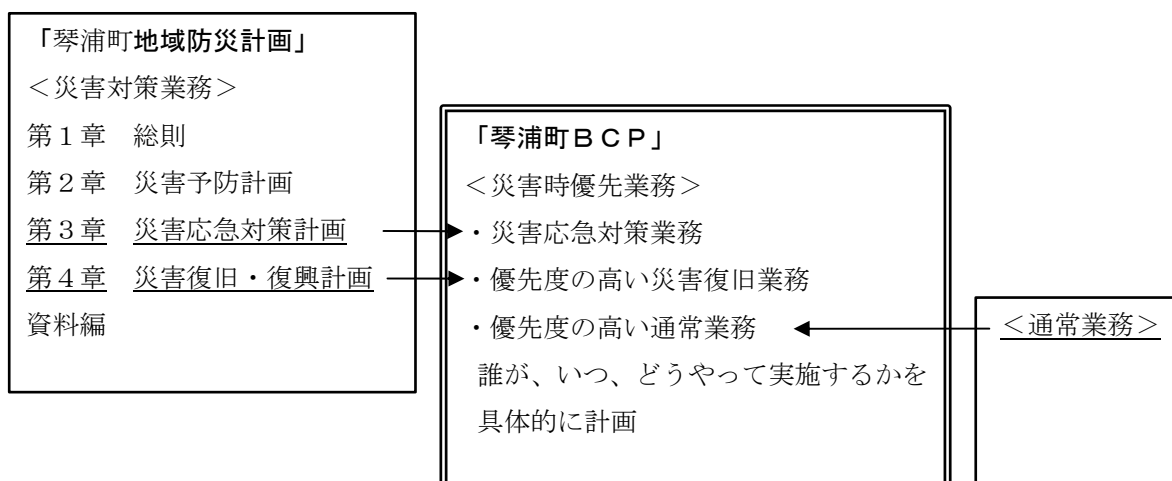
< 地域防災計画の実効性を担保するためB C Pで計画する項目 >

- ・優先業務の順位づけ
- ・人員、資機材の配分
- ・業務継続の阻害要因（ボトルネック）の特定と対策
- ・緊急時の対応を高める組織マネジメント

②通常業務の継続

B C Pは、琴浦町地域防災計画に定めのない通常業務のうち、災害時に優先して行う必要があるものも含む。反面、地域防災計画に定める災害対策業務であっても、災害時に優先して行う必要があるもの以外は含まない。

図 1-4 「地域防災計画と B C P の関係のイメージ」



③地域防災計画と B C P の整合

B C P と琴浦町地域防災計画は、相互に整合性を確保するものとする。具体的には、B C P は琴浦町地域防災計画に基づいて策定、見直し等を行う。

また、琴浦町地域防災計画についても、B C P の策定、見直し等を通じて、実行可能性などを検証し、必要に応じて修正を行う。

図 1-5 「琴浦町地域防災計画と B C P の比較」

	琴浦町地域防災計画	琴浦町 B C P
位置づけ	・琴浦町が、住民、事業者、各関係団体等と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る災害対策業務を総合的に示す計画	・災害発生時、施設、人員などに制約が生じる中で、琴浦町が「何を、いつ、どうやって」行うかをあらかじめ、具体的に定める計画
対象業務	災害対策業務 1 災害予防業務 2 災害応急対策業務 3 災害復旧・復興業務 (※通常業務は対象としていない。)	災害時優先業務 1 災害応急対策業務 2 優先度の高い災害復旧業務 3 優先度の高い通常業務
前提条件	・必ずしも町庁舎や職員が被災することは前提していない。 ・業務開始の目標となる時間等は記載していない。 ・業務に従事する職員の飲料水・食糧、トイレ等の確保は、検討していない。 ・通常業務で継続するものがあることも前提としていない。	・町庁舎や職員が被災することを前提としている。 ・業務ごとに主要なポイントの目標となる時期を明記する。 ・業務に従事する職員の飲料水・食糧、トイレ等の確保についても検討、記載する。 ・業務資源の確保等の観点から、災害時優先業務がいつ、どの程度実施可能かを検証。実現のための具体的手順を定める。

(2) 琴浦町BCPと鳥取県版業務継続計画（BCP）との関係

琴浦町BCPは、鳥取県版業務継続計画（以下「鳥取県版BCP」という。）の一環として、県内の企業、医療・福祉施設、県及び他の市町村・広域行政のBCPと連携するものである。

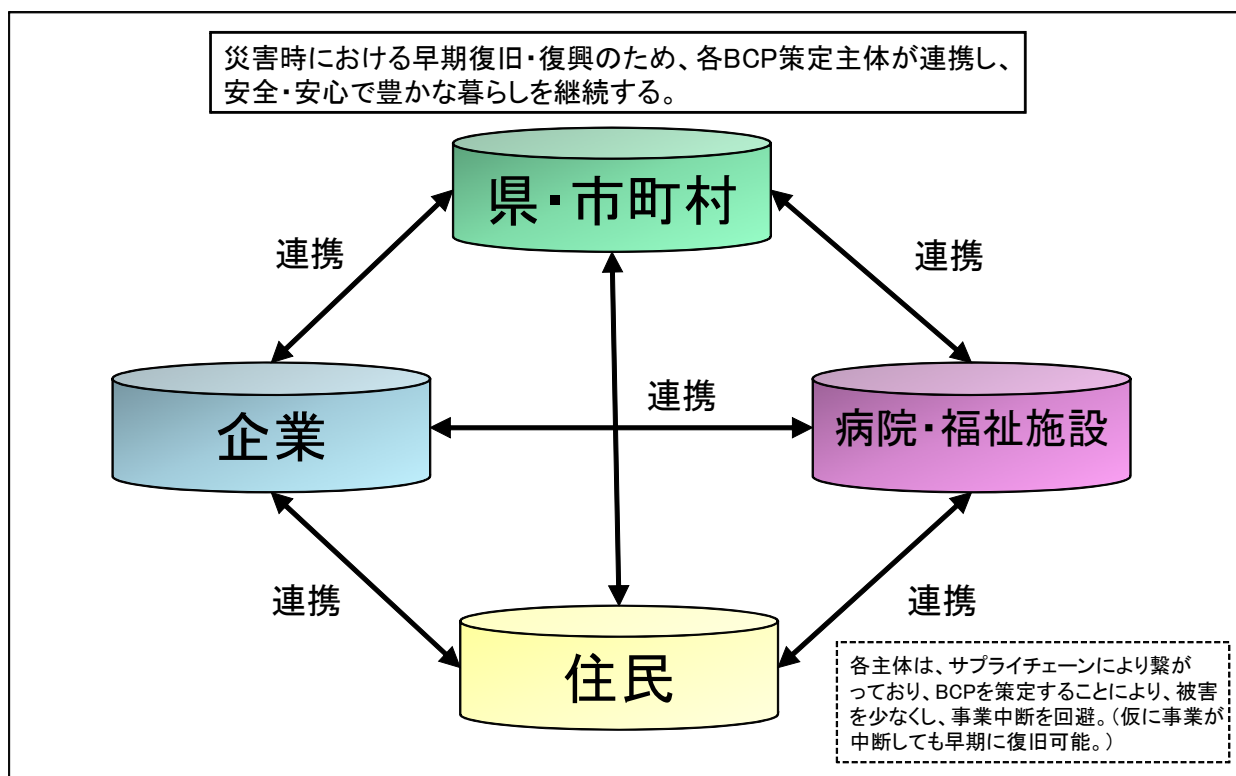
よって、基本事項は「鳥取県版BCP策定推進基本指針（以下「県基本指針」という。）」に基づくとともに、災害時に町がスムーズに災害時優先業務を実施できるよう、あらかじめ他のBCP策定主体と連絡調整を行い、その結果をBCPに反映するものとする。

<各BCP策定主体との連絡調整項目の例>

- ・災害時優先業務を実施する上で必要となる相互の要請事項
- ・相互の認識や目標時期等の共有
- ・ボトルネックとなる課題の解消

図 1-6 「鳥取県版BCPのイメージ」

「鳥取県版BCP」は、災害時における早期復旧・復興のため、県庁、市町村、企業、医療・福祉施設が連携してBCPを策定し、安全・安心で豊かな暮らしを継続しようとするものである。



5 BCPの対象

(1) 対象となる組織

BCPの対象となる組織は、以下のとおりとする。(分庁舎等を含む。)

対象組織	備考
町長部局	・ 保育園、こども園は担当課に含む。
各種委員(会)事務局	・ 小中学校、図書館、体育館、カウベルホール、給食センター、公民館(自治公民館を除く。)は教育委員会に含む。
議会事務局	
公営企業等	

注) 議会の議員、各種委員等は含まない。

琴浦町の関連団体等(社会福祉協議会など)は含まない。

(2) 対象となる職員

BCPの対象となる職員は、特に断りのない限り、上記(1)の対象組織に勤務するすべての職員とする。

[対象となる職員]

- ・ 町長、副町長、教育長、正職員
 - ・ 臨時的任用職員、非常勤職員
- 「非常勤職員」は消防団員、水防団員を含む。

(3) 対象となる業務

BCPの対象となる業務は、「災害時優先業務」である。

災害時優先業務とは、①災害発生時に、②琴浦町が、③優先して行う必要がある業務であり、詳しくは、第3部において具体的に定める。

(4) 対象となる期間

①対象となる期間の考え方

BCPの対象となる期間は、迅速な応急対策と早期の復旧・復興を進めていくため、災害の発生から緊急対応が落ち着くまでの期間(概ね1か月)とする。

②タイムライン

町の基本的なタイムラインは、県基本指針に基づき以下のとおり(図1-7)とする。(鳥取県版BCPにおけるタイムラインのイメージは図1-8のとおり)

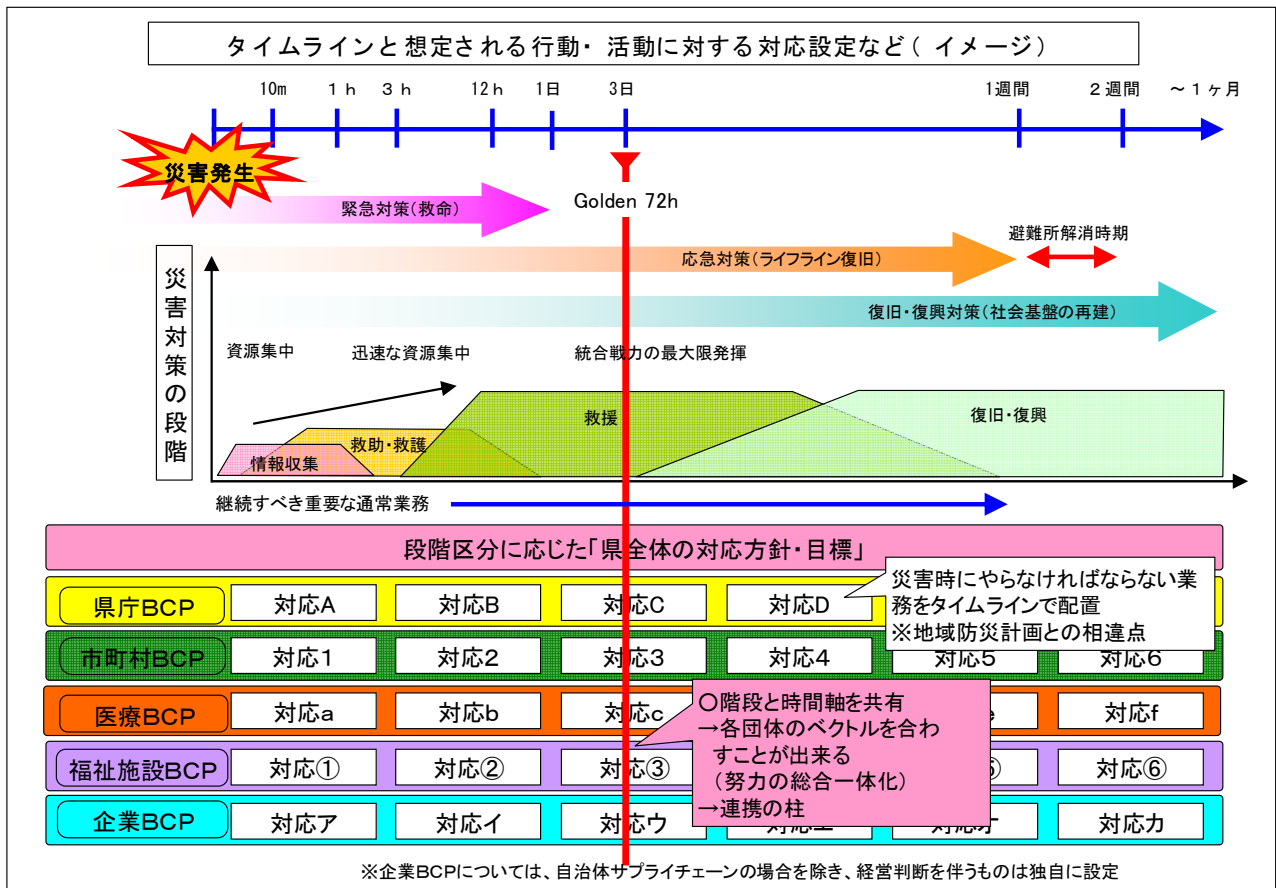
※タイムライン：災害発生後の期間について、災害対策の段階ごとに区分し、それぞれの段階区分に応じた対応方針・目標及び想定される行動、活動等を記載したもの。

図 1-7 「琴浦町BCPタイムライン」

ステージ (区分)		タイムライン (時間・期間)	主な災害対応・対策の流れ
発災期	情報収集	発災直後	安否確認、活動体制の確立、情報収集
災害 拡大期	救助・救護	発災後10分～	救出救助、救急医療、広域応援、広報、避難誘導
		1時間～	避難所開設、避難者受入開始
	救援	3時間～	物資輸送準備
		12時間～	食糧供給、給水、生活必需物資供給、交通確保（緊急道路障害物除去等）、輸送
災害 沈静期	復旧	1日後～	ライフライン復旧、防疫・衛生、他市町村応援職員等受入開始
		3日後～	仮設住宅検討、教育、廃棄物処理（鳥取中部ふるさと広域連合）、ボランティア受入開始
復旧期	復興	1週間後～	復興支援方策の検討、心のケア、風評被害対策、仮設住宅着工開始
		2週間後～	仮設住宅への入居や生活再建支援に関する住民説明
		～1か月	各種相談窓口、義援金配分委員会設置等

注) 地震発生から3日間（72時間）は生存者のいる可能性が高い「Golden 72 Hours（黄金の72時間）」となるため、救助活動を最優先とする。

図 1-8 「鳥取県版BCPにおけるタイムラインのイメージ」



6 B C Pの発動

町長は、町に大規模な災害等（※1）が発生し、通常の業務、体制では対応できない（※2）と判断される場合、又は、その他必要と認める場合、B C Pを発動する。

ただし、初動対応（図1-9）に係るものについては、B C Pの発動を待つことなく自動的に開始する。
なお、B C Pについては、一部のみの発動も可能とする。

※1＝震度5強以上の発表（鳥取地方気象台）、津波警報の発表（気象庁又は大阪管区気象台）等

※2＝琴浦町地域防災計画に定める配備体制による災害対策業務を行う場合

7 B C P発動後の対応判断の流れ

初動対応を行い、B C Pの発動が判断された場合は、庁舎の業務資源の被害状況から必要な対応を判断し、実施することとなる。状況の推移を確認し、あらかじめ選定した災害時優先業務について、実施の優先順位と実際の状況を判断し、必要な災害時優先業務を実施する。

8 B C Pの解除

町長は、町における施設や設備、人員等の状況を確認し、町の通常業務が復帰し、概ね通常の態勢で実施できると判断される場合、B C Pを解除する。

なお、B C Pについては、段階的な解除も可能とする。

図1-9災害等発生時の初動対応

町の施設、職員も被災することを前提とした初動対応、判断等について、各所属共通業務として次のとおり定める。

経過時間	対応手順等
<p>発災直後 (約30分)</p>	<p><勤務時間内に発災した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員、来庁者の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> a ロッカー等の転倒、ガラス等の破損などによる執務室内の危険の有無を確認。 b 負傷者が発生している場合は救護。 c 来庁者の避難誘導。 d 庁舎建物の安全を確認（損壊、火災発生等に伴う避難の要否）。 ② 使用可能な通信手段等の確認 <ul style="list-style-type: none"> a 電力、電話、庁内LAN、インターネットなどの使用可否を確認。 ③ 職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> a 庁外に出張中の職員の安否確認。 b 職員の家族の安否確認の実施。
	<p><勤務時間外に発災した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安否確認～参集 <ul style="list-style-type: none"> a 職員自己及び家族の安全確認、参集。 b 職員は、所属に安否を報告。参集が困難な場合もその旨を報告。 ② 庁舎、執務室の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> a 庁舎建物の安全を確認（損壊等の有無） b ロッカー等の転倒、ガラス等の破損などによる執務室内の危険の有無を確認。 ③ 使用可能な通信手段等の確認 <ul style="list-style-type: none"> a 電力、電話、庁内LAN、インターネットなどの使用可否を確認。

<p>発災直後 ～ 数時間</p>	<p>① 指揮命令系統の確保 a 各所属は速やかに意思決定者の安否を確認し、指揮命令系統を確保。 b 意思決定者と連絡が付かない場合は、あらかじめ定めた順に職務の代行を実施。</p> <p>② 職員の安否確認状況の把握 a 各課・局・室は職員の安否確認状況を取りまとめ、総務課に報告。</p> <p>③ 職員の参集状況の把握 a 各課・局・室は職員の参集状況を取りまとめ、総務課に報告。</p> <p>④ 庁舎建物の応急的な耐震診断 a 総務課は、建設課と連携して庁舎建物の応急的な耐震診断を行う。</p> <p>⑤ 使用可能な業務資源、活動スペースの確保 a 総務課は、庁舎内の被害状況、電力、通信、情報システム等のインフラ資源の状況を確認し、庁舎の継続使用の可否を判断。 b 執務室に被害が生じている場合は、総務課は代替の執務スペースの割り当てを調整。</p> <p>⑥ 人的資源の確保（応援要請） a 総務課は、明らかに大規模な被害が発生していると判断される災害等が発生した場合は、被害状況、職員の不足状況の確認を待たずに、自衛隊、他の都道府県等に応援職員の派遣を要請する。</p>
<p>数時間後 ～</p>	<p>① 職員の配置調整 a 従事可能職員の不足により、災害時優先業務の執行が困難と予想される課・局・室は、事前の計画により、まず、課・局・室内における配置調整と他課・局・室からの配置調整を行う。 b 計画を超える不測の事態等により、課・局・室内では対応しきれない場合は、総務課に対して他課・局・室からの職員の配置調整の要請を行う。</p> <p>② 災害時優先業務に要する資源の配分調整 a 災害時優先業務に要する共通的な資源について、被災に伴い不足が生じている場合は、庁内で配分調整を行う。</p>
<p>1日～</p>	<p>① 交代勤務態勢の整備 a 長期間に及ぶ非常時優先業務に的確に対応できるよう、職員の交代勤務態勢を整備。</p>

9 用語の定義

本計画における用語の定義は、特に断りのない限り、以下のとおりとする。

用語	定義	備考
災害	異常な自然現象（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等）、大規模な火事、爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する原因により生ずる被害をいう。	・災害対策基本法第2条
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。	・災害対策基本法第2条
地域防災計画	一定地域に係る防災に関する計画をいう。 →琴浦町においては、「琴浦町地域防災計画（平成24年度修正版）」をいう。	・災害対策基本法第2条、第42条
住民	琴浦町に住所を有する者をいう。 ・自然人（生活の本拠を有する者）、法人（主たる事務所を有する者）の双方を含む。 ・国籍は問わない。	・地方自治法第10条
滞在者	琴浦町内の自然人、法人のうち、琴浦町外に住所を有するものをいう。 ・自然人では、通勤者、通学者、通所者、観光客等。 ・法人では、琴浦町の区域外に主たる事務所を有する法人。	
通常業務	災害が発生しなくても琴浦町が実施すべき業務のうち、「琴浦町地域防災計画」に規定する災害対策業務以外のものをいう。 ・業務の頻度（日常的に行っているか否か）は問わない。	
ボトルネック	業務の進行の妨げとなるもの 業務上ネックとなる箇所	
タイムライン	時刻表。時間割。 災害発生後の期間について、災害対策の段階ごとにそれぞれの段階区分に応じた対応方針・目標及び想定される行動、活動等記載。	
必要資源	災害時優先業務の執行に必要な資源のこと。例えば、職員、庁舎、電力、通信ネットワーク、情報システム、執務環境、トイレ、飲料水・食料、消耗品等。	
黄金の72時間 (Golden72h)	災害発生時、建物の下敷きになったり大怪我をした人間の生死を分けるターニングポイントは、災害発生から72時間であると言われていた。それを「黄金の72時間」と呼んでいる。	

第2部 災害時の被害、状況及び課題

1 災害時の被害の基本的な考え方

(1) 鳥取県版BCP共通の考え方

①基本方針

琴浦町BCPは、鳥取県版BCPの一環として策定するものであることから、災害時の被害の考え方についても、基本的には鳥取県版BCP共通の県基本指針6に基づくものとする。

②対象とする災害

鳥取県版BCPは、まず地震・津波（原子力災害を除く）を対象として策定することとされていることから、琴浦町BCPにおいても同様とし、本計画を「地震・津波編」とする。

なお、鳥取県版BCPにおいては今後、順次他の災害等にも対象を広げていくことが予定されている。

③資源に着目した検討

鳥取県版BCPでは、個別具体の地震・津波の想定に基づき策定するものではなく、災害時優先業務に必要な資源に着目して検討することとされている。

その際、ライフラインやインフラ等の被害については、東日本大震災において発生した被害の状況に基づいて作成した「被害状況の考え方の目安」を参考に検討を進めることとされている。

(2) BCPの考え方

琴浦町BCPでは、鳥取県版BCP共通の考え方を基本としつつ、より町の実態に応じた実効的な計画とするため、「災害時、琴浦町で何が起きるのか」という観点を補足する。

具体的には、町が東日本大震災級の地震による被害を受けた場合に発生することが懸念される問題は何か、また、町がそれらの問題へ対処しようとする際に対処を妨げる可能性がある障害は何かを検討し、BCPの策定に活用する。

なお、町が東日本大震災級の地震による被害を受けた場合の状況については、東日本大震災、阪神・淡路大震災の被害など（別紙4参照）を、町の特성에照らし合わせることにより、町で起こる災害状況を具体的にイメージするものとする。

2 災害時の状況及び課題

(1) 琴浦町の特性

①地形

町は、県のほぼ中央に位置し、東は東伯郡北栄町、西は西伯郡大山町、そして南は倉吉市、日野郡江府町、1市3町と接している。

東西15.2km、南北18.5km総面積は139.88km²で、南は大山山麓台地と急峻な山地、北にむかうにしたがって緩やかに日本海に面した農業地帯であり、浦安駅、赤碕駅周辺に役場などの公共施設があり、国道9号線の沿線に多くの商業施設があります。

②気象

本町の気候は比較的温暖であり、春の気候は概ね周期的に変化し、南よりの強風を伴うこともあります。

夏から秋は、台風や秋雨前線等の影響を除いて晴れる日が多く、冬は雪や雨の降る日が多くなり日照時間の少ない日本海側特有の気候であり、冬季は積雪も多く、夜間を中心に気温が低下するため、通行に支障をきたすことがあります。

③交通

町内の主要道路は国道9号線が東西に横断し、平行するように山陰道が建設され、平成25年度には開通予定であり、鳥取市・米子市への時間短縮がはかられ長距離の移動も多くなっている。また、町から航空機を利用する場合の最寄りの空港としては鳥取空港・米子空港があります。

南北方向に主要地方道東伯・野添線、赤碕・大山線が整備され、その他県道、町道により避難の際における交通は整備されている。

主要な交通機関である鉄道は、山陰本線が町の北側を走っており、浦安駅、八橋駅、赤碕駅の3箇所あります。

また、町内には地方港湾の赤碕港があり、本港、菊港及び西港の3港からなる県中部の主要な漁港基地です。

避難時における交通手段の確保は重要であり、災害等の状況によっては、町全域、県中部地域全市町の避難も考えられるため、その場合にバス、鉄道を中心とした大量輸送の確保が必要となる。また、状況によっては時間余裕のない大量退避や、交通機関の確保が十分にできない場合等も考えられることから、自家用車や徒歩を併用した避難・退避等も念頭に置く必要がある。

しかしながら、域外への避難経路、物流経路等がこれら主要幹線道路や鉄道に限られるため、災害等により幹線等が遮断された場合の運送方法や代替路線・経路の確保、町内や通過市町村の道路等における冬期間の積雪、凍結等への対応、さらに自家用車等による自主避難や物資輸送車等による混雑の解消などが課題となる。

④その他

町の人口18,861人のうち、65歳以上は5,902人と、約32.3%の割合となっています。山間部を中心に、65歳以上の比率が高い自治公民館、集落も多くなっている。（平成24年12月31日現在）

町内には高齢者等福祉施設等が多くあり、これらの利用者や町内居住の高齢者、障がい者、乳幼児等などの災害時要援護についての安否情報の確認及び避難などの際に特に配慮が必要となります。

また、沿岸部に多くの集落があり、2,037戸（31.6%）5,418人（28.7%）の方が居住しており、津波発生時の素早い避難が必要である。

町内には、工場等が多くあり町外からの勤務者も多く、また、山陰道の物産館、国道9号線沿線に道の駅等集客施設があり、利用者等の安否情報の把握が困難であるなど特に配慮が必要な点が多くあります。

本町は県内で最も畜産業が盛んであることから、家畜の保護について特に配慮が必要です。

(2) 災害時に懸念される状況、課題等

①地震災害の想定

地震災害の想定については、平成17年3月に発行された「鳥取県地震防災調査研究報告書」(企画・発行：鳥取県防災局防災危機管理課)に記載されている被害想定のうち、町の被害報告が最も大きかった「倉吉南方の推定断層による地震」による被害想定を参考にして、次のとおりとする。

【地震等の想定】

区 分	内 容												
震 源	鳥取県中部地域												
断 層	倉吉南方の推定断層												
規 模	マグニチュード7.2												
地震発生時期	冬(12月～2月)の平日18時頃												
気 象 条 件	(建物火災予測に係る気象条件) <table border="1"><thead><tr><th>天候</th><th>湿度</th><th>風向</th><th>風速</th></tr></thead><tbody><tr><td>晴れ</td><td>75%</td><td>北北西</td><td>5.0m/s</td></tr></tbody></table>	天候	湿度	風向	風速	晴れ	75%	北北西	5.0m/s				
天候	湿度	風向	風速										
晴れ	75%	北北西	5.0m/s										
震 度 分 布	(計測震度面積率) <table border="1"><thead><tr><th>震度</th><th>～震度5弱</th><th>5強</th><th>6弱</th><th>6強</th><th>7</th></tr></thead><tbody><tr><td>面積率(%)</td><td>89.1</td><td>10.5</td><td>0.4</td><td>0.3</td><td>0.0</td></tr></tbody></table>	震度	～震度5弱	5強	6弱	6強	7	面積率(%)	89.1	10.5	0.4	0.3	0.0
震度	～震度5弱	5強	6弱	6強	7								
面積率(%)	89.1	10.5	0.4	0.3	0.0								
人 口	20,035人												
建 物 棟 数	11,003棟												

【被害想定】

区 分		内 容
人的被害	死傷者数	0名（44名）
	負傷者数	6名（1,170名）
建物被害	大破数	2棟（887棟）
	中破数	28棟（2,677棟）
建物火災	出火件数	0件（12件）
	焼失棟数	0棟（447棟）
交通施設被害	道路施設	県中部の防災幹線道路について、緊急輸送に大きな障害が発生すると予想される。最悪の場合、県東部と県西部間の道路交通が遮断される。
ライフライン機能支障	上水道	1.19%（-%）
	LPガス	0.40%（-%）
	電力	2.56%（-%）
	電話	-%（-%）
	下水道	-%（-%）
社会機能支障	避難所生活者数	32人（5,522人）
液化化危険度	極めて低い	100.0%（96.8%）
	低い	0%（1.8%）
	高い	0%（1.1%）
	極めて高い	0%（0.3%）

（注1）前記表中の（ ）内の数値は、県全体の数値を表している。

（注2）「大破及び中破」と「全壊及び半壊」との対応関係は、次の通り。

無被害	被害	小破	中破	大破	倒壊
	軽微				

（大破・中破の判定基準）

無被害	一部破損	半壊	全壊

（全壊・半壊の判定基準）

② 津波災害の想定

津波災害の想定については、平成24年3月に発行された「鳥取県津波被害想定検討業務報告書」
 (企画・発行：鳥取県危機管理局危機管理政策課)」に記載されている被害想定を参考にして、次の
 とおりとする。

想定地震ごとの最大津波高と到達時間

想定地震	第1波到達時間	最大波到達時間	最大津波高
佐渡島北方地震	9 5分	1 6 7分	5. 5 3 m
鳥取沖東部断層地震	1 9分	5 4分	1. 7 7 m
鳥取沖西部断層地震	5分	1 3分	3. 1 7 m

想定される被害

区分	人的被害 (人)				建物被害 (棟)					
	海岸堤防が機能しない場合		海岸堤防が機能する場合		海岸堤防が機能しない場合			海岸堤防が機能する場合		
想定地震	避難対象人口	死者数	避難対象人口	死者数	全壊	大規模半壊	半壊	全壊	大規模半壊	半壊
佐渡島 北方沖	599 (11, 140)	5 (15)	281 (5, 715)	2 (7)	12 (259)	10 (439)	17 (1, 331)	8 (139)	6 (227)	11 (654)
鳥取沖 東 部	141 (2, 974)	0 (15)	82 (1, 541)	0 (7)	3 (101)	1 (122)	1 (253)	3 (68)	1 (66)	1 (124)
鳥取沖 西 部	202 (941)	1 (2)	110 (667)	0 (1)	5 (14)	3 (18)	4 (71)	4 (11)	3 (15)	2 (57)

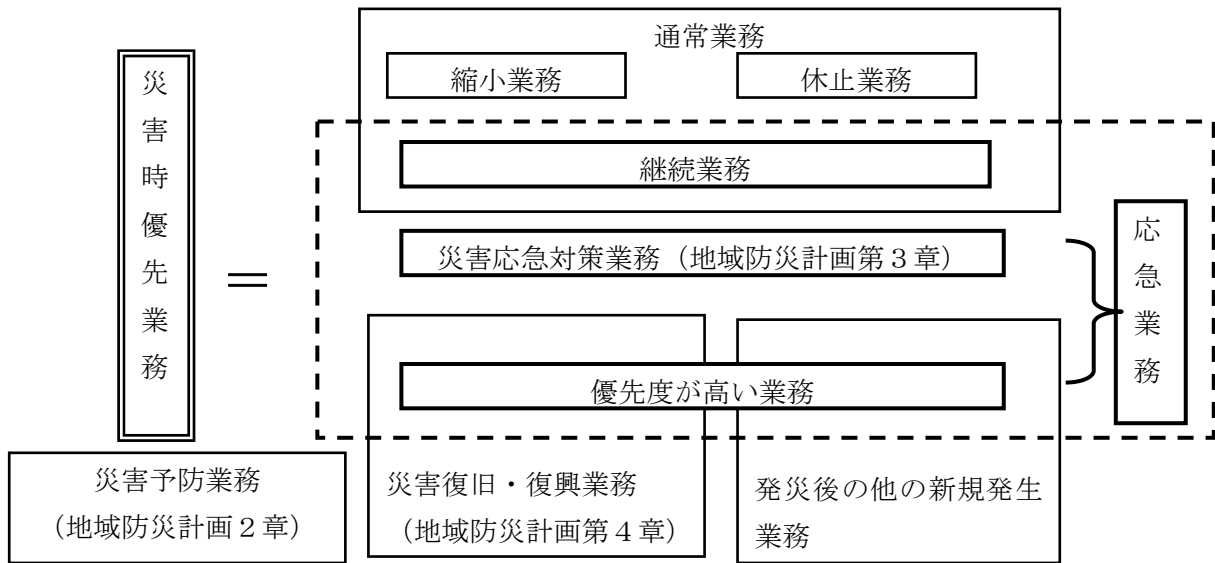
(注1) 前記表中の () 内の数値は、県全体の数値を表している。

第3部 災害時優先業務

1 「災害時優先業務」とは

町の業務のうち、BCPの対象となる「災害時優先業務」の範囲は図3-1のとおりであり、各業務の具体的な考え方については、以下に記載するとおりである。

図3-1 「災害時優先業務のイメージ」



(1) 災害時優先業務

「災害時優先業務」とは、「大規模な災害が発生した際に琴浦町が優先して行う必要がある業務」である。

その内容は以下のとおりであり、これらの業務が琴浦町BCPの対象となるものである。

「災害時優先業務」の区分		業務の内容
「通常業務」のうち継続業務		災害時においても継続が不可欠な業務
「応急業務」	「災害応急対策業務」	琴浦町地域防災計画「第3章 災害応急対策計画」に規定する業務
	「災害復旧・復興業務」のうち優先度が高い復旧業務	琴浦町地域防災計画「第4章 災害復旧・復興計画」に規定する復旧業務のうち、優先して行う必要があるもの
	「発災後新たに発生する業務」のうち優先度が高い業務	その他、発災後新たに発生する業務のうち、優先して行う必要があるもの

(2) 災害時優先業務以外の業務

「災害時優先業務以外の業務」の内容は以下のとおりであり、これらの業務は、琴浦町BCPの対象とはならない。

「災害時優先業務以外」の区分	業務の内容
「通常業務」のうち、縮小業務、休止業務	災害時においては縮小・休止する業務
「災害復旧・復興業務」のうち優先度が高い業務以外の業務	琴浦町地域防災計画の「第4章 災害復旧・復興計画」に規定する業務のうち、災害時優先業務以外のもの
「発災後新たに発生する業務」のうち優先度が高い業務以外の業務	発災後新たに発生する業務のうち、災害時優先業務以外のもの
「災害予防業務」	琴浦町地域防災計画の「第2章 災害予防計画」に規定する業務

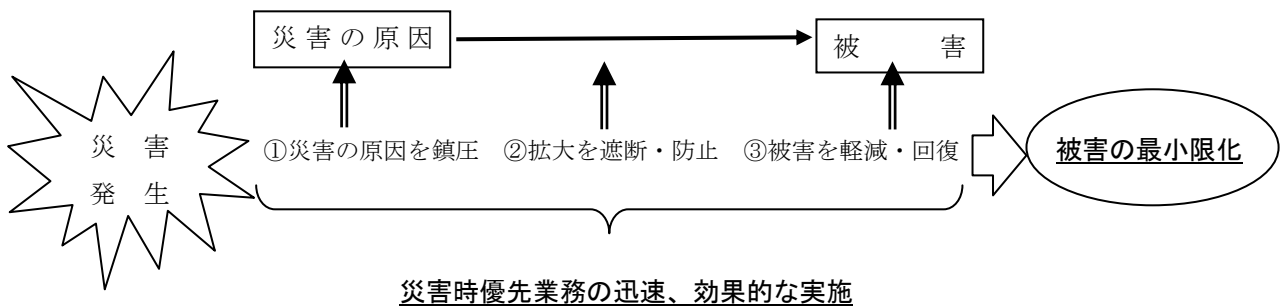
2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方

災害時に実施すべき業務について、継続が不可欠な業務及び優先度を判断する基準については、以下のとおりとする。

(1) 継続が不可欠な業務

災害時に被害を最小限にとどめるためには、災害原因（異常な自然現象、大規模な火事、爆発等）自体を早期に鎮圧すること、被害の拡大を遮断・防止すること、既に発生した被害について速やかに軽減・回復をはかること、が不可欠である。

図 3-2 「被害を最小限にとどめる要因のイメージ」



加えて、住民の生命、身体を守り、一刻も早く安定した生活に移行するため、琴浦町では、具体的に以下のような分野の業務を継続する。

<継続が不可欠な業務の分野>

- ① 住民の生命・身体を守る業務
- ② 住民生活を守る業務
- ③ 社会活動機能を維持、早期復旧する業務
- ④ 上記①～③の業務継続に必要な体制及び資源を確保、活用する業務

(2) 優先度の判断基準

「優先度が高い業務」を判断する基準は、「1か月以上停止すると住民の生命・身体、住民生活及び社会活動に致命的な影響が発生する業務」とする。（図 3-3 参照）

すなわち、住民の生命・身体への影響、住民生活及び社会活動への影響から考えて、1か月以内に、

かつ、特定の水準まで復旧することが必要不可欠な業務とする。逆に、以下のような場合は、「優先度が高い業務」とはしない。

- ① 住民の生命・身体、住民生活及び社会活動への影響が致命的とはいえない場合
- ② 1か月以内に復旧することが必要不可欠とまではいえない場合
- ③ 1か月以内に復旧することが必要ではあるが、その際必ずしも特定の水準まで復旧することが不可欠とまではいえない場合

業務の優先区分の考え方

図 3-3

業務優先区分		内 容
災害時優先業務	応急業務	<p>○災害の発生に関連して発生する新規業務のうち優先度の高い業務（※）</p> <p>1 「災害応急対策業務」 琴浦町地域防災計画の「第3章 災害応急対策計画」に規定する業務</p> <p>2 「災害復旧・復興業務」のうち優先度の高い業務 琴浦町地域防災計画の「第4章 災害復旧・復興計画」に規定する業務のうち、優先度の高い業務</p> <p>3 「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務 その他、発災後新たに発生する業務のうち優先度の高い業務</p> <p>例) 琴浦町災害対策本部の設置、避難所等の開設・運営 等</p>
	継続業務	<p>○通常業務のうち優先度の高い業務</p> <p>1 住民の生命・健康を守る業務</p> <p>2 琴浦町の意思決定に必要な業務</p> <p>3 その他、縮小・休止することができない業務</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>通常時の業務内容を保ったままで（又は通常時以上の人員、資源を投入して）継続</p> <p>例) 広報に関する業務、死亡届、埋葬許可に関する業務 等</p>
縮小業務		<p>○通常業務のうち業務内容を縮小して行う業務</p> <p>1 か月以上業務を休止・延期することはできないが、一定の水準まで復旧することが必要不可欠とまではいえず、業務規模の縮小などが可能な業務</p>
休止業務		<p>○通常業務のうち、休止・延期する業務</p> <p>1 1か月以上休止・延期することが可能な業務</p> <p>2 災害時優先業務の実施のため、1か月間休止・延期することがやむを得ない業務</p>

※「優先度の高い業務」

住民の生命・身体への影響、住民生活及び社会活動への影響から考えて、①1か月以内に、②特定の水準まで、復旧することが必要不可欠な業務（＝1か月以上停止すると住民の生命・身体、住民生活及び社会活動に致命的な影響が発生する業務）をいう。

3 災害時優先業務・業務継続体制表

災害時優先業務（「応急業務」・「通常業務のうち、災害時において継続が不可能な業務」）の業務内容、業務開始等の目標時期、必要な資源、注意事項、関係機関及び連携ポイント（情報共有、応援要請、受援の時期等）等については、別紙のとおりとする。

【別紙 1】 「災害時優先業務継続・業務継続体制表」（応急業務）

【別紙 2】 「災害時優先業務継続・業務継続体制表」（通常業務のうち、災害時においても継続が不可欠な業務）

第4部 業務継続体制

1 組織及び活動

(1) 琴浦町の組織及び活動 【琴浦町地域防災計画第3章災害応急対策計画第1節組織計画にもとづく】

①組織体制

災害時優先業務を確実に実施するためには、必要となる職員等の人的資源を適切に配分するなど、業務継続体制を確保しなければならない。継続の必要の高い通常業務については、業務を所管する各課・局・室が担うことになる。そのため、各課・局・室においては、業務継続に必要となる人員確保等の対策を、それぞれ検討する。

②初動体制の確保

発災後、速やかに琴浦町災害対策本部（以下、「町対策本部」という）が設置され、その後、参集要員及び応援職員により、逐次体制を強化する。

各課・局・室は、災害時優先業務を組織して確実に実施するため、状況の判断、指揮を的確に行い、資源を適切に配分するための体制を確保する。

③琴浦町の体制

町長は、町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、速やかに町対策本部を設置するものとする。

町対策本部の組織は、琴浦町災害対策本部条例の規定に基づき、「琴浦町災害対策本部の組織」とおりとする。ただし、町長は、災害対応の状況等から判断して、町対策本部の組織の変更を行う必要があると認める場合は、その都度これを行うことができるものとする。

ア 災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）

対策本部長は、町対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）

対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故がある場合は、その職務を代理する。

ウ 災害対策本部員（以下「対策本部員」という。）

対策本部員は、各課・局・室長、教育長及び消防団長がその任務にあたる。対策本部員は、対策本部長の命を受け、町対策本部の事務に従事する。

エ 実施部及び実施班

町対策本部に実施部及び実施班を置く。

琴浦町災害対策本部の構成 【琴浦町地域防災計画第3章第1節より】

実施部	実施班	所管課
総務対策部	事務局	総務課・議会事務局
	情報班	総務課・企画情報課
	財務班	総務課・出納室
	税務班	税務課
民生対策部	厚生班	町民生活課・福祉課
	衛生班	健康対策課
商工対策部	商工班	商工観光課
農林水産対策部	農林水産班	農林水産課・農業委員会
建設対策部	建設班	建設課
水道対策部	上下水道班	上下水道課
文教対策部	学校教育班	教育総務課 人権・同和教育課
	社会教育班	社会教育課
消防部	消防班	消防団

オ 災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）

本部事務局は、総務課内に設置し、事務局をもって充てるものとする。本部事務局の事務局長は、総務課長をもって充てるものとする。本部事務局は、町対策本部の災害応急対策の実施に係る連絡調整業務を行うものとする。

カ 本部連絡員

本部連絡員は、対策本部員と実施部及び本部事務局との連絡調整等を行うものとする。対策本部員は、当該実施部の職員の中からあらかじめ本部連絡員（2名）とその参集すべき順位を定めておくものとする。

④各部局における体制

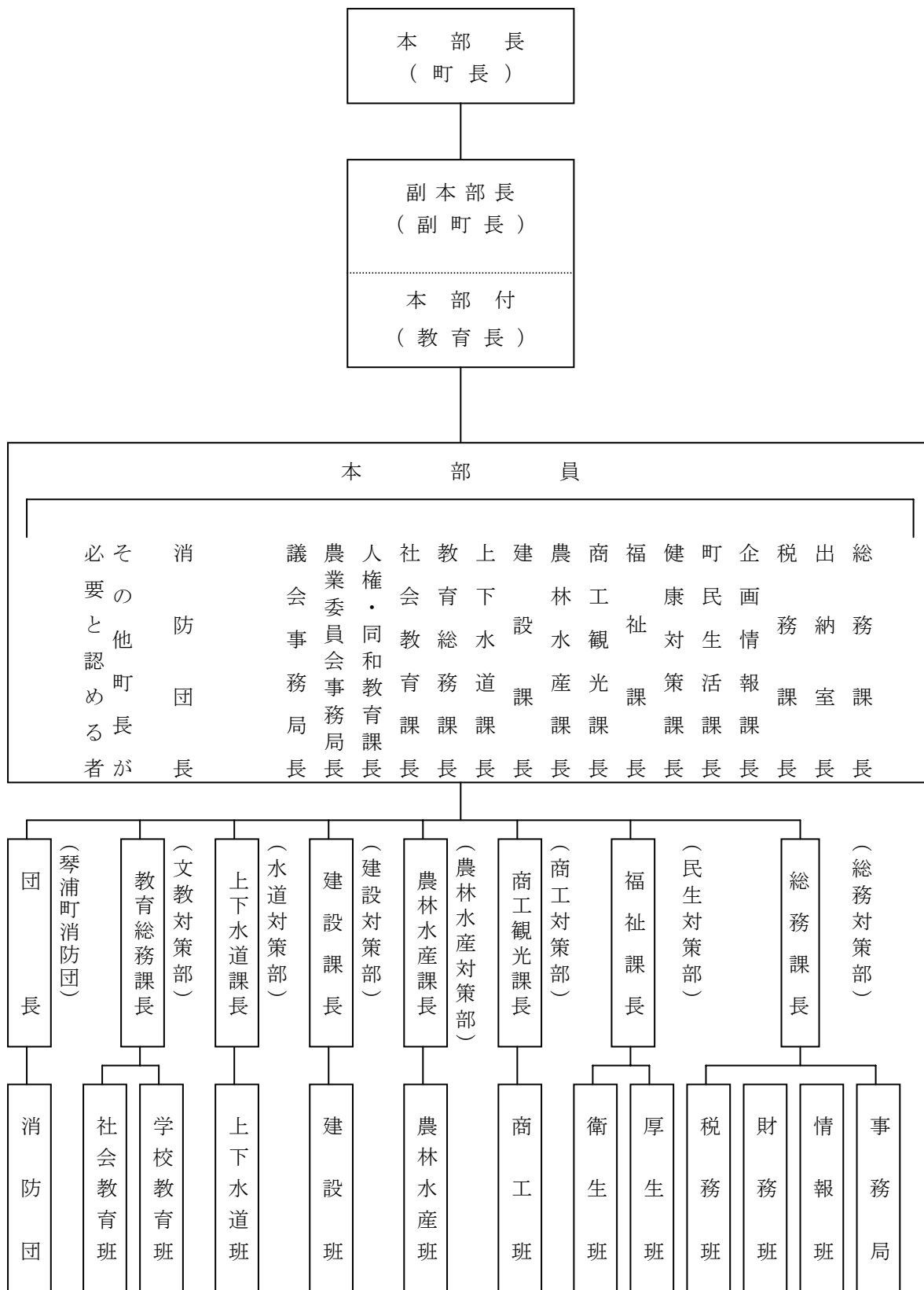
町対策本部は、情報の共有と災害時優先業務の実行と業務資源の管理を行う。状況については、各課局・室が取りまとめた所属の状況を町対策本部に報告することにより把握、共有を行う。

各実施部は、町対策本部の方針に基づき、災害時優先業務を実施する。各課・局・室は、町対策本部の実施部として実施部の本部を各主管課に置き、町対策本部に連絡員を派遣し、情報の共有と密接な連携を確保する。また、継続の優先度の高い通常業務の実行と資源管理を行う。各課・局・室内で資源が不足する場合は、町対策本部を通じて、他課・局・室からの業務資源の確保を行う。

⑤体制の継続

各所属は、地震対応等は長期にわたることから、職員の健康管理に留意するとともに、災害時優先業務が集中する場合には、職員は交代制により勤務できるように体制を整えること。なお、勤務時間が終了した職員は必ず帰宅する。帰宅が困難な場合は、庁内の休憩・仮眠スペースで、休養を取る。

【琴浦町災害対策本部の組織図】



(2) 権限及びその委譲

各所属は、災害時において、円滑に指揮命令系統を確立し、対処の遅滞を防ぐため、権限を持った職員
の参集遅延又は参集不能に備えて、権限委任について定める。

危機事案発生後には、すみやかに意志決定者の安否を確認し、必要に応じて、職務を代行する。

本部長である町長が不在等の非常時における市長権限の委譲順位は、次のとおりとする。

【町長権限の委譲】

第1位	第2位	第3位
副町長	総務課長	その場の最高責任者

発災時においても迅速かつ責任をもった業務の遂行を図るためには、指揮命令系統が確立されているこ
とが重要である。各所属は、課長以上の管理職にある者が、死傷等の事情により不在となった場合にも、
適切に意志決定を行えるよう体制を確保する。平常時から、管理職の権限を確認し、意志決定権者が不在
の場合には、遅滞なく、代決権者が代決する。

(3) 必要な資源の確保、配分

①資源の配分

各所属は、発災後から、BCPの発動が解除されるまでの間は、各種の必要資源を災害時優先業務に
優先的に割り当てる。このため、災害時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は災害時優
先業務の継続の支障とならない範囲で実施しなければならない。これらの業務の再開は、業務資源の確
保の状況により判断される。

②資源の確保

ア 各課・局・室は、災害時優先業務の実施に必要な資源の把握と充実に努めるものとし、平素におい
ては、必要資源の充実と不足する資源の確保対策を検討する。また、災害時においては、資源の確保
につとめる。この際、共通的な資源の充実については、総務課が統制により、計画的な充実を図る。

イ 各課・局・室は、平素から外部資源の確保対策を行う。発災時においては、各課・局・室は資源の
獲得に努め、総務課は、獲得した共通的な外部資源の統制を図ることにより、資源の効果的な活用に
努める。この際、各課・局・室に特有の資源については、各課・局・室で調達する。

ウ 資源の再配分

共通的資源の再配分は、各課・局・室での再配分を基本とし、各課・局・室における対応が困難な場
合に、総務班が全庁横断的に資源を再配分する。

(4) 関係機関との連携

他の自治体、消防、自衛隊等関係機関との連携により、不足する資源の補充が期待できる。このため、
各所属は、平素より関係機関との連携を保ち、共通目標の確立と相互の能力とその性質を理解するととも
に、定期的な連絡、窓口担当者の確認を行っておく必要がある。各所属は、被害情報の収集や応急業務の
実施のため、関係する団体等について、連絡先、窓口担当者の確認を行う。

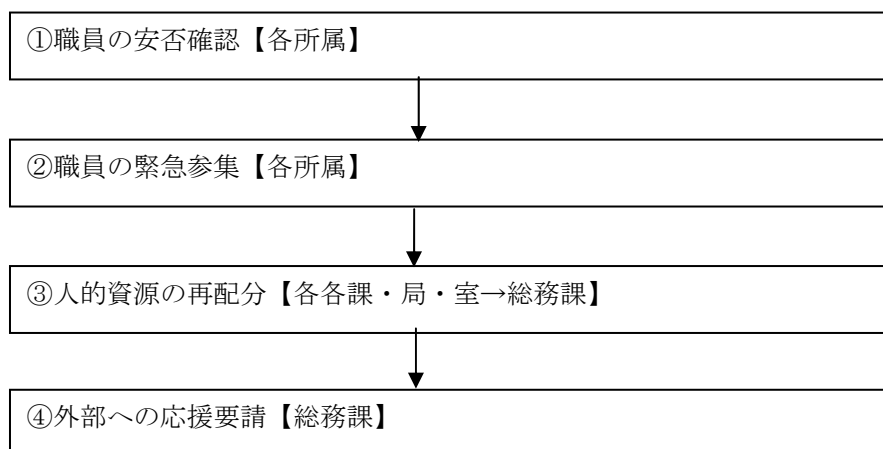
2 人的資源

(1) 琴浦町職員

災害発生直後において、迅速に業務継続体制を立ち上げ、災害時優先業務に着手するためには、職員の速やかな確保、配置が不可欠であることから、職員の安否確認及び参集についてあらかじめ以下のとおり計画する。

また、限られた人的資源の下で大規模かつ長期間にわたる災害時優先業務を効果的に実施するために、職員配置について適切に調整するとともに、職員の活動についても計画的に運用、支援することが必要であることから、職員の再配置及び活動について併せて計画する。

人的資源確保に係る対応フロー図



(2) 職員の安否確認

災害時の対応

①安否確認

各所属は、職員及び家族の安否確認を行い、各課・局・室主管課経由で総務課に報告する。総務課は、人的資源の再配分を行うための基礎資料として、職員及び家族の安否情報をとりまとめる。

ア 参集の可否に関わらず、職員は、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。報告する内容は主に次のとおり。

本人の安否情報	無事・負傷（負傷の場合は、怪我の程度。入院の場合は入院先。）
家族の安否情報	無事・負傷・安否不明
参集の可否	可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由）
周辺の被害状況	自ら確認をした情報をできるだけ詳細に（道路が通行可能か、危険な建物はないか、避難の様子はどうか等）

イ 所属長は、職員の報告及び参集情報を集約し、本部へ適宜報告するものとする。安否の確認が取れない職員については、携帯メール等あらかじめ決められた方法によって、継続して連絡を取り続ける

こと。

ウ 総務課長は、全職員のメールアドレスのデータ化を図り、参集システムへの登録を速やかに行うこと。

②平常時の事前対策

安否確認は、発災後の応急対策の実施に携わりうる職員数の概数を把握し、職員数が不足する場合には必要な手当を行うための基礎資料として利用することも想定している。そのため、各所属は、平常時から、所属内職員の安否確認を円滑に行えるよう、所属内で安否情報の具体的な取りまとめ手順を確認するとともに、職員に周知徹底する。

(3) 職員の参集

災害時の対応

①職員参集の原則

職員は、勤務時間外に緊急事態が発生した場合は、原則として、徒歩、自転車又はバイクで勤務地へ参集する（自動車は利用しない）。自転車又はバイクを使用する場合は、緊急の交通規制や道路閉塞により通行できない可能性に留意すること。また、勤務地に参集できないなどの状況により、最寄りの庁舎への参集、自宅待機を行う。

②自宅待機＝参集が困難な場合の対応

職員は、以下の「自宅待機の要件」に該当する場合は、安否情報を所属長に報告した上で、原則として、自宅待機とする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属長からの指示を待つ。また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献や地元自治体が行う救援活動に積極的に参加する。

なお、自宅待機の要件に該当しなくなった場合には、速やかに参集するものとする。また、課長職以上の管理職員が参集困難である場合には、必ず所属へ連絡し、対応について協議を行うなど、所属内の意志決定等に支障が生じることがないように留意する。

<自宅待機の要件>

- 1 職員の家族等が死亡したとき。
- 2 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
- 3 子の保育、親の介護などにより在宅の必要があるとき。
- 4 同居する家族の安否確認が取れないとき。
- 5 職員または職員に深く関係する者の住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき。
- 6 自転車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね20km以上のとき。
- 7 自宅周辺が避難勧告の対象地域となったとき。
- 8 その他、必然的かつ合理的な理由がある場合。

③参集状況の把握

総務課は、災害時優先業務の実行の可能性を検討するため、職員の参集状況を取りまとめるとともに参集可能職員数の見込みを推計し、概数を把握する。

④被害状況等の情報収集

参集の際には、参集途中の被害状況等をできる限り収集し、到着後速やかに所属課長へ報告するものとする。

(4) 平常時の事前対策

①業務の継続

各主管課は、平常時から所属職員の参集状況把握を円滑に行えるよう、所属内での具体的な取りまとめ手順を確認するとともに、職員に周知徹底する。職員は、災害時に取るべき行動について、平素から熟知するとともに、災害時優先業務等について精通していなければならない。このため、総務課は、業務の標準化（マニュアルの作成）、クロストレーニングなど代替職員を養成するための手法を検討し、推進する。

②参集のための取組

職員は、参集の支障になる事項を未然に除去するため、平素から災害時の安否確認方法や避難先について、家族間で話し合い、確認しておく。また、通路経路の安全上の確認、本人あるいは家族の負傷を防ぐため、住宅の耐震化や家具の固定に努める。

(5) 職員の再配置

①職員配置計画

総務課は、事前に災害時の職員配置計画を策定する。各課・局・室は、事前に策定する職員配置計画に従い、まず所属内での調整を基本とした職員の再配置を行うものとする。各課・局・室は、不測の事態により事前の職員配置計画による再配置だけでは、所属内で職員数が不足し、対応が困難となった場合には、総務課に職員応援の要請を行う。

総務課は、町対策本部と連携し、災害時優先業務の実施の可否と優先順位及び必要な人役を見積り、事務局に対してその業務調整結果を連絡する。総務課は、事務局が行う業務調整結果に基づき、必要性を判断して、所属間の職員配置について調整を行う。

また、交通機関の復旧状況などを勘案し、必要に応じて、遠隔地の職員が参集しやすいようにバス等による送迎を行うなどの方策を検討する。

(6) 職員の活動

職員の交代、休養

①健康管理

従事する職員最低限の健康管理には留意しなければならない。休憩・仮眠所、勤務のローテーション、食糧、簡易トイレ等の確保など、職員の持続可能な勤務のための措置を行う。避難所業務のように、実際に休憩時間の確保が困難な業務については、職員の勤務時間が長時間にわたらないように交替の職員を派遣して休憩をとらせるなど健康に配慮しなければならない。また、災害対策の長期化に備えて勤務班と休憩班を分けて交互に勤務にあたる交替勤務制の実施も検討する。

②睡眠場所の確保

災害時は長期間にわたり従事しなければならない業務がある。帰宅せず業務に当たる職員への睡眠場所の確保は、健康管理面、事業継続での観点から見ても重要である。発災後、本部は早い段階で職員用の睡眠場所の確保を図らなければならない。場所の選定については、緊急出動が可能な場所であるか、耐震施設であるか等考慮する必要がある。あわせて、毛布等の必要物資についても事前に確保しておく。

③安全管理

各所属は、特に被害調査、連絡等のため、現場に出る職員がある場合は、緊急情報の収集、伝達手段の確保（衛星携帯電話、ラジオの携行など）など、職員の生命、安全の確保を図る観点から、対応マニュアル等に従い、必要な措置を行う。

④メンタル管理

職員が災害に遭遇することや災害時の慣れない業務に携わることによって精神的ショックを受けて、業務に従事できなくなる可能性がある。精神面でのケアは、業務継続での観点からみても重要である。カウンセリングが常時受けられるような場所を設置し、職員へ周知を図る。所属長は職員のメンタル面に注意を図り、早期発見に協力する。

職員の活動支援

①負傷者の警護

事務局は、職員及び来庁者の負傷者を救護するために、民生対策部と協力して救護班を編成するとともに救護所を設置し、負傷者の救急処置、応急処置を実施する。救護班は、庁内に配置されている保健師等により構成し、産業医又は近隣開業医との連携により、医師を配置する。

②負傷者の搬送

事務局は、傷病者を適切にトリアージし、（「トリアージ」：ケガの症状により、救急隊や医師等により治療の優先順位を決定するシステム）必要がある場合は速やかに適切な医療機関に搬送を行う。なお、負傷者の搬送にあたっては、救急車が確保できない場合、エレベーターが使用できない場合が想定されるため、職員による搬送班の編制や担架等の準備が必要となる。

③防疫

事務局は、職員の損耗を防止するため、感染症を予防・撲滅するために、適正な報告、個人衛生の徹底、感染経路の遮断、感染源の除去、適切な診療等の各種手段を迅速かつ適切に実施してまん延を防止する。

(7) 関係機関応援職員等（他市町村、国、県の職員。消防、警察、自衛隊。ボランティアなど）

①関係機関の応援要請

大規模な災害の発生時には、本庁に参集可能な職員のみでは対応が困難となる場合が生じる可能性がある。このため、あきらかに大規模な被害が発生していると判断される災害等が発生した場合は、被害状況、職員の不足状況の確認を待たずに、自衛隊、他の都道府県等に応援職員の派遣を要請する。

②実施手順

<応援の要請>

各主管課は、所属内の人員の不足により災害時優先業務が実施できない場合（実施できなくなる可能性のある場合を含む）には、総務課に対し、所属を超える職員の応援の要請を行う。

<調整・応援内容>

総務課は、町対策本部が行う業務調整結果に基づき、本部事務局と情報共有や連携を図りながら、応援を行う各課・局・室を選定し、必要人員・配置先・業務内容・期間等の事項について具体的に調整し、応援内容を決定する

<応援の実施>

応援を行う部局は、事務局（総務課）により決定された応援内容に基づき、職員の応援を実施する。応援を受ける部局は、適切な授援体制を整え、職員の効率的な活用と早期の応援解除に努める。

③職員の応援実施のための平常時の取組

<各主管課での取組>

各主管課は、非常時に所属を越えた職員の応援の要否をすみやかに判断できるよう、平常時から次の事項について、手順の確認や事情の把握等を行う。

- 実施すべき災害時優先業務の精査
- 職員の安否確認
- 職員の参集状況の把握
- 参集可能職員数の概数の把握

<職員数の不足が想定される部局での取組>

発災後における職員参集想定と必要職員数から見ると、職員の不足が発生する可能性がある。これらのあらかじめ不足が見込まれる各課・局・室は、平常時から、応援職員を円滑に受け入れることができるよう、応援職員用の業務マニュアル等の作成を行っておく。

(8) 関係機関からの受援

①派遣（応援）の要請決定

ア 職員の派遣要求等

町の対策本部（事務局）は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して町職員の確保が困難な場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づき、県若しくは他市町村に対し、職員の派遣を要求し、又は災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、指定地方行政期間若しくは指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

イ 職員の派遣の斡旋

町対策本部（事務局）は、必要な職種別人員を確保するため、災害対策基本法第30条の規定に基づき、県に対し、指定地方行政期間等の職員の派遣に斡旋を求めることができる。

ウ 県又は他の市町村への応援の要求等

県への応援の要求若しくは応急措置の実施の要請又は他の市町村への応援の要求については、琴浦町地域防災計画第3章災害応急対策計画第24節広域応援計画に定めるところにより行うものとする。

②ボランティア等の受入れ、協働

ア 実施機関

<民間団体の協力要請>

民間団体の協力要請は町対策本部（事務局）が実施し、実施できない場合にあっては県が行うものとする。

<生活支援ボランティアの受け入れ及び派遣>

生活支援ボランティアの受け入れ及び派遣については、町社協及び鳥取県社会福祉協議会が行うものとする。

<医療救護ボランティアの受け入れ及び派遣>

医療救護ボランティアの受け入れ及び派遣については、県、県医師会及び中部医師会が行うものとする。

イ 対象団体

- ・自治公民館（自主防災組織）
- ・赤十字奉仕団
- ・琴浦町青年団
- ・琴浦町連合婦人会

③町において想定する広域応援の体制

○県内自治体の応援

- ・町の要請に基づく他市町村又は県による応援
- ・中部消防局の要請に基づく県消防防災ヘリによる支援

○県外自治体の応援

- ・県を通じた町の要請に基づく他都道府県又は他都道府県の市町村からの応援
- 中部消防局の要請に基づく消防相互応援又は緊急消防援助隊等の応援
- 県内警察部隊の応援及び県公安委員会の要求に基づく広域緊急援助隊等の応援
- 要請に基づく海上保安庁（海上保安部）による応援
- 県の災害派遣要請に基づく派遣又は自主派遣による自衛隊部隊の応援

④受援体制の準備

- ・町及び防災関係機関は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努めるものとする。

3 物的資源

(1) 庁舎の確保・維持

災害時優先業務を実施するためには、職員参集、災害対策本部運営などの業務継続体制が確保されているだけでなく、電力、電話、防災行政無線、飲用水、トイレ、消耗品等の庁舎機能が維持されている必要がある。災害時優先業務の実施に資源が不足する場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面実施可能な補強・代替手段を検討することが必要となる。

①方針

事務局（総務課）は、建設班（建設課）と連携して、建物の被害状況、外部供給資源の状況等を基礎として、建物の使用可否を判断するとともに、建物が使用不能な場合は、建物が使用可能になるまでの時間を検討し、代替え拠点移転の判断を行うとともに対策本部に報告し、本部長の承認を受ける。

なお、建物が使用可能な場合であっても、電力等の外部供給資源の被害状況によっては、代替え拠点に移転する場合がある。

代替え拠点は、施設使用開始から 12 時間以内を目標に機能発揮が可能なものとする。そのため、特に第 1 候補となる代替え拠点施設については、必須機能を提供できるように事前に資機材等を準備して

おく。その他の候補施設等については、様々な危機事象の特性を勘案し、準備すべき資機材とその調達方法等を検討する。

②現状

本庁舎は、耐震工事が完了しており、震度7の地震に対しても庁舎倒壊のおそれは少ないが、オフィス家具等の転倒防止を行っていない執務室では、窓ガラスの飛散、建物内部の散乱、汚染等により執務室が使用できなくなる場合が想定される。

庁舎の現状

庁舎等名	階数	構造	耐・免震	想定震度	完成年度	備考
琴浦町本庁舎	地上2階 地下階	() S造	(○) 耐震	7	H24	・「津波ハザードマップ」浸水 想定区域外
		(○) RC造	() 免震			
		() SRC造	() 無	—		
		() その他				
琴浦町分庁舎	地上3階 地下階	(○) S造	(○) 耐震	7	H18	・「津波ハザードマップ」浸水 想定区域外
		(○) RC造	() 免震			
		() SRC造	() 無	—		
		() その他				

③災害時の対応

総務班（総務課）は、庁舎の応急危険度判定等の点検を速やかに実施し、庁舎の安全確認を行う。総務課長は、庁舎の使用の可否を判断し、必要に応じて庁舎機能を移転する。

④平常時の事前対策

発災時においては、災害対応の中心的な役割を果たす災害対策本部が行う諸活動を円滑に実施できるよう、電話、防災行政無線、パソコン、プリンター、全庁ネットワーク及び大型ディスプレイ等の機器の整備・点検等を定期的に行う。災害対策本部室となる本庁舎第1会議室で業務を行うには、スペース的に手狭になることが十分予想され、活動スペースが本庁舎内に分散される可能性が高い。そのため、平常時から、執務室で行う災害対策本部の業務を想定し、必要となる機器の整備や活動スペースの確保を図る。

(2) 執務スペースの確保

①方針

災害時優先業務を実施する所属に対しては、事前の計画に基づき活動スペースを優先的に割り当てる。

②現状

災害等の発生時においては、新たな業務の実施、防災関係機関の参集など新たに活動スペースが必要になる。

役場本庁舎における会議室一覧

会議室等名	定員	所在地	備 考
防災会議室	100人	本庁舎 2階	・LAN使用可（1回線） 町災害対策本部設置
第1会議室	50人	本庁舎 2階	・LAN使用可（1回線）
第2会議室	30人	本庁舎 2階	・LAN使用可（1回線）
大会議室	60人	保健センター 2階	・LAN使用可（1回線）

③災害時の対応

各所属は、発災時においては、直ちに執務室の被災状況を確認し、必要な活動スペースを確保する。

また、事務局（総務課）は、事前の計画及び災害時優先業務の調整結果に基づき、災害時優先業務を実施する所属に、共用会議室等の活動スペースを優先的に割り当てる。

④平常時の事前対策

事務局（総務課）は、災害時における共用会議室の割り当て計画及び調整手順を定める等、執務が迅速に開始できる体制を構築する。また、事務局（総務課）は、電源、庁内LANネットワークなど業務に必要な資源を共用会議室で使用できるよう、あらかじめ設備、機材等の整備を行う。

大規模地震発災時には、最優先業務に必要な書類の確保や通路閉塞を引き起こしている什器等への最小限の対応に1～3時間を要するものと予測される。

各所属は、執務室におけるキャビネットの転倒等による初動対処時間のロスを避けるため、キャビネットの固定や、5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣化）の徹底を図る。

(3) 駐車場

①役場本庁舎構内の駐車場

駐車場等名	区画数	所在地	備考
本庁舎前駐車場	普通車等 60台分 大型車等 台分	本庁舎前	・自衛隊等の駐車スペースとなる ・障がい者用駐車場（ハートフル駐車場）2台分含
保健センター駐車場	普通車等 60台分 大型車等 台分	本庁舎北側	
勤労者体育館駐車場	普通車等 30台分 大型車等 台分	本庁舎北側	

②災害時の対応

事務局（総務課）は、構内駐車場の管理を統括し、町対策本部の計画に基づき、役場本庁舎に参集する防災関係機関に構内の駐車場を優先的に割り当てる。

③平常時の事前対策

事務局（総務課）は、発災時において、構内駐車場における駐車車両等を早期に撤去し、参集する防災関係機関の駐車スペースを確保するための手順等を定めておく。

(4) 電気

①自家発電設備

		琴浦町役場本庁舎自家発電設備	琴浦町分庁舎自家発電設備
所在地		琴浦町役場	
配電範囲		本庁舎	分庁舎
発電機 出力 (kw)		176	68
エンジン		(○)ディーゼル ()ガスタービン	(○)ディーゼル ()ガスタービン
冷却方式		(○)水冷方式 (ラジエーター方式) ()水冷方式 (放流式) ()空冷方式 ()その他 ()	(○)水冷方式 (ラジエーター方式) ()水冷方式 (放流式) ()空冷方式 ()その他 ()
燃料	種類	(○)A重油 ()軽油 ()その他 ()	()A重油 (○)軽油 ()その他 ()
	消費量 (L/h)	50.7	25.2
	槽容量 (L)	燃料小出槽390 地下タンク4,000	燃料搭載60
	運転時間 (h)	72時間	2.3時間
エンジンオイル量(L)		40-20 (全量-有効)	10-30
冷却水(L)		7.0-21.0 (Rad-Eng)	
備考		・屋外型 85db ・即時長時間型	・屋外型 85db

②災害時の対応

各所属は、あらかじめ非常時において使用を許可された機器のみ使用するものとし、業務に直接関係しない電気製品や電力消費量の大きな機器は使用しない。また、許可されている機器であっても災害時優先業務に不可欠なものでない場合は、電源を切るなど節電する。

事務局（総務課）は、庁舎内の電気の使用を制限するとともに、自家発電を実施する。総務課は、電力事業者に対して、優先的な復旧及び発電機車の派遣等を要請する。

③平常時の事前対策

事務局（総務課）は、自家発電設備の不稼動リスク対策（燃料漏れ、制御機器等）を行う。また、各所属の使用機器を把握し、必要なもののみについて災害時の使用をあらかじめ承認する。各所属は、災害時に使用する機器を事務局（総務課）に届け出るとともに、適切に管理する。

また、停電等によりパソコンが起動しない場合に備え、災害時優先業務の継続に必要な様式等のデータについては、紙ベースで出力しておくなど、パソコン等を使用しない手作業等による業務実施方法についても、検討、準備を行っておく。

(5) 上水道

①受水槽、高架水槽等

役場等が災害により断水した場合、受水層・高架水槽等がないため、即時断水になるので、給水の確保が必要である。

受水槽等	所在地	容量	給水栓	滅菌装置等	配水範囲	備考
なし						

②災害時対応

事務局（総務課）は、水道対策部を通じて、庁舎等に給水車の派遣を要請する。

③平常時の事前対策

各所属及び職員は、ペットボトル等による飲料水の備蓄や参集時による飲料水の備蓄や参集時の持参などの対応を行うが、役場としての組織的な備蓄についても検討を行う。

(6) 下水道

下水道等の損壊等により水洗トイレが使用できない場合もあり得ることから、備蓄型の簡易トイレや仮設トイレの設置について、地震発生時の状況に応じ速やかに対応する。

下水道については、職員及び来庁者、避難者を想定し、簡易トイレの備蓄を拡充するとともに、設置場所及び汚物処理方法をあらかじめ計画しておく。また、簡易トイレの使用に際しては、汚物の処理方法も計画しておく。

(7) 通信

①役場等が保有している通信手段

通信手段	保有台数	回線数	備考
固定電話	(約 1 3 1)台	(約 1 3)回線	・ うち災害時優先電話(2)回線 ・ FAX (1) 台
携帯電話	(1 0)台	(1 0)回線	・ うち衛星携帯電話()台 ・ うちメール使用可能(1 0)台
公衆電話 (庁舎)	(0)台	(0)回線	・ うち衛星携帯電話(0)台
防災行政無線	(0)台	()回線	・ 屋外拡声子局 3 6 局 ・ 戸別受信機 (約 6, 5 0 0)

②固定電話・携帯電話

固定電話は、電話線の切断、本庁舎 2 階にある交換機が故障した場合は、使用不可能である。固定電話の使用が可能な場合でも、通話の輻輳などにより、利用できない可能性が大きい。このため、輻輳の影響を受けない災害時優先電話は、外部からの電力供給が再開されれば、利用が可能である。

大規模災害が発生した場合には、固定電話よりも携帯電話・携帯メールの方がつながりやすいと言われている。各所属においては、平常時から、携帯電話の充電器（乾電池により充電可能なものなど停電時でも使用可能なもの）の確保に配慮する。携帯電話等の通信携帯端末について、通常の電話機能以外

の付加機能の有効活用を検討するものとする。（メール機能、写真、動画添付メール機能等）

③防災行政無線

琴浦町において設置する防災行政無線システムは、町の地域防災計画に基づき、防災対策に必要な情報の伝達、収集を的確かつ迅速に行い、災害による人的、物的被害を軽減し、併せて平常時における一般行政事務や行政情報の伝達・円滑化を図り、町民の福祉向上を図ることを目的として設置するものである。システムの構成は、本庁舎に統合制御局設備を、分庁舎に中継基地局を杉地・竹内に再送信局を設置し、管内全域に対して情報交換ができるよう整備し、屋外スピーカ、戸別受信機による防災行政放送ならびにCATVによる文字放送を実施している。

また、災害対策本部内の業務連絡にも無線が必要となるが、無線を使用する場合には、無線機台数が十分でない。無線機を複数の対策部で共用する、業務の優先度等に基づき振り分ける等効率的な運用ができるよう検討する必要がある。

④衛星携帯電話

衛星携帯電話は、平成25年度に総務課に2台配置予定である。

⑤災害時対応

事務局（総務課）は、町が管理する通信施設や通信設備の復旧を図る。事務局（総務課）は、通信事業者に対して、優先的な復旧及びポータブル衛星車の派遣等を要請するとともに、その調整状況を総務課に適宜報告する。各所属及び職員は、固定電話での不要不急の通信を避けることにより、輻輳を防止する。

⑥平常時の事前対策

各所属は、固定電話が利用できない場合を想定し、災害時優先電話、携帯電話、衛星携帯電話等の利用あるいは、代替え手段を検討、準備しておく。輻輳に備えるため、できるだけ複数の手段を確保しておく。職員は、災害時優先電話の確認と他手段及び通信機器の利用、操作に精通しておく。

また、通信機能を確保するため、ルートの二重化等に努める。予備電源、可搬型無線機等の装置、資機材の整備充実に努める。通信の重要性を考慮し、日頃から無線関係機関による防災訓練を実施し、機能の確保に努めるものとする。

(8) 情報システム

①方針

情報システムは、町の業務遂行に当たって必要不可欠なインフラであり、被害を受けた場合は最優先に復旧すべきである。災害時に本庁舎及びその他施設が被害を受けるような想定を超える地震においても、情報システムの被害は最小限に抑えなければならない。

災害対策本部が使用する基盤的な情報システム及びインターネット接続を最優先に早期復旧を図る。

②現状

庁内で業務に利用されている情報システムは、大別すれば基幹業務系、グループウェア系、個別システムの3種類がある。これらの情報システムは、庁内LANネットワーク等により各職員や所属の端末（パソコン）とサーバ等が接続されることにより運用されている。ネットワークに断線、サーバに障害が起こった場合は、庁内ネットワークは長期使用不能となる。サーバ内に構築された業務データベースは使用不能になるほか、インターネット利用、電子メール、ホームページの閲覧、複合機での印刷等もできなくなる。

③災害時の対応

企画情報課（情報政策係）は、業務の基幹となる情報システムについては、優先順位を設けて、順次復旧する。（優先的に復旧する情報システムについては、対策本部が応急業務を行うために要するものを優先的に復旧するとともに、電子メール、琴浦町ホームページ、鳥取県ホームページ等の連絡及び情報発信手段を復旧させる。）

各所属は、自らが所管する情報システムについては、復旧あるいは代替え手段のいずれが適当かを判断する。各情報システム管理者である所属は、それぞれが管理する情報システムの設備や機能を復旧する。システムの保守業者等に対して、要員の派遣及び復旧を要請するとともに、復旧や機器の廃棄等に伴う情報漏えいを防止するために、関係者に対して注意を喚起する。

なお、具体的な復旧システムの優先度は、発生した災害後の内容や季節等により、対策本部が判断し、時期調整などを行う。その上で、役場業務の基盤的なシステムを順次復旧させるものとする。

④平常時の事前対策

各所属は、所属共有ハードディスク、パソコン内等のデータについて、バックアップを取得しておく。また、災害時優先業務を情報システムがない環境でも実施するため、手作業等による代替方法を準備するとともに、必要なデータ等は、紙ベースでも準備しておく。

各情報システム管理者である所属は、それぞれが管理する情報システムに係るBCPを策定し、復旧の手順、代替方策の準備、検討を行う。

発災時の応急対応を的確かつ速やかに実施するために、優先的に通信手段を確保すべき機関について、定めておく。地域防災計画に定める指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対しては、できる限り速やかに通信、連絡手段を確保する。

システムの保守業者等に対して、被災後のシステム技術者の早期参集体制の確立を要請し、必要に応じて協定を締結することを検討する。

(9) 庁舎の代替施設の検討について

①必要性

本庁舎は耐震性が確保されていること、また、津波による被害も想定されていない。しかし、本庁舎は、災害対策本部を設置し、本町の災害対応の拠点となる施設であることから、電源や通信手段の確保のめどが立たない事態など、現時点では予見できない不測の事態に備えるため、平常時から、本庁舎使用不能時の代替施設の検討を行う必要がある。

②代替施設活用のための準備

本庁舎の代替施設において、災害対策本部機能を果たすためには、次のような設備が必要である。そのため、代替施設利用時に活用できるよう、必要な準備について検討を行うこととする。

- 作業スペース（会議室、机、イス）
- パソコン、プリンター、ネットワーク
- 電話、FAX、防災無線
- 電源

また、事前に、地震発生時に必要となるデータ（被災状況の集計様式など）について、代替施設にもバックアップをしておくことも必要である。

③本庁舎以外の庁舎の代替施設検討について

本庁舎以外の庁舎についても、不測の事態に備えるため、代替施設の検討を進める。

④役場本庁舎等の代替候補施設

庁舎等が使用不能となった場合の代替候補施設について

施設名	構造	耐・免震	想定震度	完成年度	会議室等		移転時の 想定用途	備考
						定員		
生涯学習センター	<input type="checkbox"/> S造 <input checked="" type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> その他	(○)耐震 ()免震 ()無	6強	H 9	第2会議室	20人		・その他トイレ4箇所(2階・3階・4階5階に1カ所)、事務室、応接室、倉庫あり。 ・「津波ハザードマップ」浸水想定外区域
			小会議室		10人			
			和室		60人			
			多目的ホール		266人			
			研修室		80人			
			創作室		30人			
			第1展示ホール		10人			
			第2展示ホール		10人			
			第3展示ホール		10人			
			第4展示ホール		10人			
	計	506人						

4 その他の主要施設

(1) 避難所

「琴浦町避難所一覧」のとおりとする。

琴浦町避難所一覧

平成25年1月1日現在

	施設名	施設区分	所在地区	郵便番号	所在地	TEL
1	八橋小学校	小学校	八橋	689-2301	八橋705	52-2950
2	東伯総合体育館	公共	八橋	689-2356	田越560	52-2047
3	生涯学習センター	公共	八橋	689-2303	徳万266-5	52-1111
4	東伯中学校	中学校	八橋	689-2303	徳万236	52-2326
5	東伯勤労者体育センター	公共	八橋	689-2303	徳万579-2	52-2797
6	東伯文化センター	公共	浦安	689-2316	下伊勢355-5	52-2773
7	浦安小学校	小学校	浦安	689-2316	下伊勢504	52-2404
8	浦安地区公民館	公共	浦安	689-2352	浦安152-3	52-2796
9	社会福祉センター	公共	浦安	689-2352	浦安123-1	52-3600
10	伊勢崎地区コミュニティ施設	公共	浦安	689-2305	槻下2268-1	53-2900
11	鋤多目的研修センター	公共	下郷	689-2355	鋤517	53-1886
12	東伯小学校	小学校	下郷	689-2355	鋤529	52-3016
13	カウベルホール	公共	下郷	689-2355	鋤474	53-1516
14	古布庄地域構造改善センター	公共	古布庄	689-2332	古長186-1	57-2004
15	古布庄小学校	小学校	古布庄	689-2332	古長217	57-2001
16	赤碕小学校	小学校	赤碕	689-2501	赤碕264	55-0506
17	役場分庁舎	公共	赤碕	689-2501	赤碕1140-1	55-0111
18	農業者トレーニングセンター	公共	赤碕	689-2501	赤碕1938-1	55-2707
19	赤碕中学校	中学校	赤碕	689-2501	赤碕1922	55-0002
20	赤碕ふれあい交流会館	公共	赤碕	689-2501	赤碕	55-2155
21	赤碕文化センター	公共	成美	689-2511	出上230-1	55-0741
22	成美小学校	小学校	成美	689-2531	佐崎16	55-0601
23	成美地区公民館	公共	成美	689-2531	佐崎12-1	55-2316
24	赤碕勤労者体育センター	公共	成美	689-2532	太一垣43-1	55-7073
25	安田小学校	小学校	安田	689-2544	筥津318	55-0201
26	安田地区公民館	公共	安田	689-2544	筥津437	55-1848
27	以西小学校	小学校	以西	689-2522	宮木239	55-7030
28	以西地区公民館	公共	以西	689-2522	宮木207	55-7550
29						
30						
31						

(2) 救援物資用倉庫（連携備蓄用）

施設名	所在地（住所）	連絡先（管理者）	他の使途	隣接する緊急輸送道路
防災備蓄倉庫	琴浦町逢束	総務課		国道9号線

(3) 緊急消防援助隊の進出拠点等

①緊急消防援助隊受援計画

進出拠点一覧表

名称	所在地	駐機可能数	連絡先	
鳥取空港	鳥取市湖山町	19	0857-28-1150	鳥取空港管理事務所
米子空港	境港市佐斐神町	8	0859-45-0211 (内線 234)	航空自衛隊美保基地 (運用班)

地上部隊 東部消防局管内

(東部消防局連絡先:地域衛星 5510-260、NTT0857-23-2301)

受入方面	ルート	名称・所在地 目 標 物	駐車可能台数	連絡先	
兵庫県側	国道9号	岩美町岩井 138 岩井地区社会体育施設	40	0857-73-1411	岩美町役場
兵庫県側	国道29号	若桜町須澄 チェーン脱着場	50	0857-23-5844	国土交通省中国地方整備局 道路管理第一課
岡山県側	国道373号	智頭町智頭 智頭町民運動場	100	0858-75-4111	智頭町役場
岡山県側	国道53号	智頭町奥本 ドライブパーク チコ	50	0858-78-0414	ドライブパーク チコ
島根県側	国道9号	鳥取市青谷町 青谷町農村広場	130	0857-85-2529	鳥取市役所青谷町総合支所 教育委員会

地上部隊 中部消防局管内

(中部消防局連絡先:地域衛星 5520-60、NTT0858-26-2123)

受入方面	ルート	名称・所在地 目 標 物	駐車可能台数	連絡先	
島根県側	国道9号	北栄町由良宿 お台場公園	大型 190 台	0858-37-3111	北栄町
島根県側	国道9号	北栄町 道の駅大榮	50 台	0858-26-6221	国交省倉吉河川国道事務所
島根県側	国道9号	北栄町 道の駅北条公園	70 台	0858-26-6221	国交省倉吉河川国道事務所
兵庫県側	国道9号	湯梨浜町南谷 ハワイ夢広場	大型 100 台	0858-23-3216	県土整備局 維持管理課

②自衛隊受援計画「部隊の集結（直営）地又は航空機の場外着陸場として使用可能場所基礎データ」

部隊の集結（宿営）地又は航空機の場外着陸場として使用可能場所基礎データ

市町村名	名称	所在地	敷地寸法 (㎡)	連絡先		避難地 指定
琴浦町	古布庄小学校グラウンド (古布庄運動広場含む)	古長	10,953	0858-52-1111	教育総務課	有
	八橋小学校グラウンド	八橋	10,788	0858-52-1111	教育総務課	有
	東伯総合運動公園サッカー場	田越	8,970	0858-52-1111	社会教育課	有
	赤碕小学校グラウンド	赤碕	7,125	0858-52-1111	教育総務課	有
	赤碕中学校グラウンド	赤碕	27,220	0858-52-1111	教育総務課	有
	赤碕総合運動公園多目的広場	松谷	10,800	0858-52-1111	社会教育課	無
	成美小学校グラウンド	佐崎	4,000	0858-52-2111	教育総務課	有
	安田小学校グラウンド	籠津	4,000	0858-52-1111	教育総務課	有
	以西小学校グラウンド	宮木	3,600	0858-52-1111	教育総務課	有
	船上山運動広場	山川	8,400	0858-55-0111	農林水産課	無
	一向ヶ平駐車場	野井倉	1,064		商工観光課	無
	小田股ダム駐車場	倉坂	4,400		農林水産課	無

5 資機材

琴浦町が保有している備品等について

(1) 公用車

車種区分	保有台数	備 考
大型車	(1)台	・うちバス(1)台
中型車	(3)台	・うちマイクロバス(3)台
普通車	(3 2)台	・うちリース車()台
軽自動車	(3 9)台	・うちリース車(5)台
大型特殊	(5)台	・除雪車
普通貨物	(3)台	・2 tダンプ (建設課2台、総務課1台)

平常時から、公用車の点検、整備等につとめ、緊急時に速やかに対応できるよう努める。また、災害時に備えて、ガソリン等の調達、備蓄等について検討が必要。

(2) 災害応急作業用資機材等 【地域防災計画第3章災害応急対策計画第27節機器資機材等整備計画】

県、町及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別、種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておく。災害時の応急活動に使用する資機材等の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材等を補充する体制を整えるものとする。

また、町は、備蓄倉庫の整備又は備蓄に適切な施設の確保に努める。

緊急時における建設機械及び資機材の調達を円滑に実施するため、事前に国、県及び防災関係機関並びに町内の建設業者と調達順位、調達手段及び費用負担等について協議しておくものとする。

災害応急作業用資機材等の現況については、別紙3「水防倉庫及び水防用資機材一覧表」（資料編）を参照。

6 物品、用品

(1) 事務機器等

①現状

災害時優先業務の実施に際しては、コピーや印刷用の用紙やトナー等各種の消耗品が必要となる。災害等の発生時には、事業者からの継続的な補充は困難となる場合も想定されるが、コピー用紙等の継続的に消費される物資（消耗品）については、所属内において当座の在庫が（1～2週間分程度）が備蓄されている。

職員用事務機器等

事務機器等	保有台数	備考
パソコン	(2 5 4)台	
コピー機	(1 3)台	・うちカラーコピー機(4)台
プリンター	(7 3)台	

※パソコン、コピー機、プリンターの現有数は、企画情報課で契約を行っているもののみ。

②課題

物流が停止した場合には業務遂行に必要な資機材及び用品の調達が困難となるため、業務遂行に必要な資機材や用品を確保しなければならない。

③災害時の対応

職員用事務機器等の配分決定、職員用事務機器等の確保に努める。災害時優先業務に使用する以外のパソコン、コピー機等の使用制限、禁止する。パソコン、コピー用紙等について、必要に応じ集中管理に切り替える。

④平常時の事前対策

所属課において必要な資機材及び用品をリスト化しておき、保有状況を常に把握しておくとともに、常時、必要量を事前に確保しておく。また災害時における協力機関等から調達することができないか検討する。

OA機器等については、早期復旧できるよう保守事業者と災害時の技術者派遣について確認し、必要

に応じて協定を締結することを検討する。

(2) 食糧・飲料水等

①課題

発災後、職員は数日間帰宅せずに業務に従事することとなり、職員自身による食糧等の調達が困難である。その間の食糧・飲料水等の確保をあらかじめしておかなければならない。町では、現在、公費で購入している備蓄品は、職員用としては考えられていない。災害時優先業務に従事する職員のための業務用としての公的備蓄について、検討が必要。

②災害時の対応

災害対策本部は、食糧・飲料水等の確保業務を行う。救援物資の一部を職員用へ使用する。職員は、登庁の際には、食糧・飲料水等を持参すること。

③平常時の事前対策

職員用の食糧・飲料水・毛布等については、初動3日間の災害時優先業務に従事する職員のための業務用としての公的備蓄を検討し、備蓄場所を確保する。また、職員は自宅での食糧・飲料水等の備蓄に努める。

業務資源の確保対策に当たっては、予算措置を要する投資的な対策も必要となる場合もある。これらの対策については、要否、内容を検討し、計画的に実施していくことが必要である。

(3) 安全衛生保護具・医薬品等

職員用安全衛生保護具等（ヘルメット、安全靴、現場作業服、雨具等）、職員用医薬品等の備蓄はされていない。職員用の備蓄や供給体制について、協議、検討が必要。

(4) トイレ等

職員用トイレ等の現状（備蓄、供給体制等）・課題・対策等

①課題

災害時における、職員の簡易トイレ等の備蓄はされていない。

また、トイレの使用については損壊等によっては、上下水道施設の再開・復旧を待つしかなく、水洗トイレが使用できなくなれば混乱することとなるため、備蓄型の簡易トイレや仮設トイレの設置について、地震発生時の状況に応じ速やかに対応する必要がある。

②平常時の事前対策

職員及び来庁者、避難者を想定し、簡易トイレの備蓄を拡充するとともに、設置場所及び汚物の処理方法をあらかじめ計画しておく。また、簡易トイレの使用に際しては、汚物の処理方法も計画しておく。

(5) 暖房器具等

市町村役場等用暖房器具

品名	備蓄数量	備考（具体的な品名、数量等）
石油ストーブ	(20)台	
灯油用ポリタンク等	(18)本	・18L=(18)本

(6) その他の物品、用品等

①課題

物流が停止した場合には業務遂行に必要な資機材及び用品の調達が困難となるため、業務遂行に必要な資機材や用品を確保しなければならない。

②対策

担当課において必要な資機材及び用品をリスト化しておき、まず災害時における協力機関等から調達することができないか検討する。もし不可能な場合は、事前に備蓄しておく必要がある。

7 会計

(1) 課題

災害時優先業務を遂行するために、緊急に現金による支払いでなければ調達できない場合が想定される。

(2) 会計の迅速化

会計管理者（財務班）は、必要な物資等の調達について、災害時優先業務を実施する各所属で直接実施することが適当な場合は、執行委託等迅速化のための措置を講ずる。（地方自治法第171条第4項、地方自治法施行令第165条の3に基づく）

財務班は、物資等の調達に必要な会計処理の円滑な実施を図る。財務会計システムが使用不能となった場合の代替手法を定めておく。

(3) 予算等の調達

財務班（総務課）は、各所属が実施する災害時優先業務のため必要な予算を準備し、各所属の業務実施の財政的裏付けを行う。

財務班は指定金融機関と連携し、物資等の調達に必要な会計処理の円滑な実施を図る。

8 情報

(1) 情報収集

①関係機関からの情報収集

②一般からの情報収集（窓口等を設ける）

③災害対策本部への集約（情報収集・分析・評価）、関係課・局・室における共有

(2) 情報提供

災害等の発生時には、町内外からの問い合わせ等が殺到することが考えられることから、庁内の応急対応のための業務に支障が生じないように、必要に応じてその機能を拡充させて対応する。

情報班（企画情報課）は、マスメディア、ホームページ等による適時適切な情報の発信に努めるとともに、問い合わせ等の連絡先の広報を行う。

第5部 その他

1 業務継続力の向上

町は、本計画に基づき業務継続体制を整備、強化する。また、本計画自体についても、併せて検証、見直しを行う。これにより、迅速、効果的に災害時優先業務を実施するための業務継続力を向上させる。

(1) 業務継続体制の整備、強化

①「ボトルネック」の事前解消（主管：BCP策定担当課長—総務課長）

町は、BCPの策定、検証等を通じ、災害時優先業務の迅速、効果的な実施の障害となる「ボトルネック」（業務上ネックとなる箇所）をあらかじめ明確化し、計画的に解消する。

BCP策定担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先業務のボトルネックの検証、解消を統轄し、解消に必要な調整等を行う。 ・毎年度、町の災害時優先業務におけるボトルネック、その解消計画及び進捗状況を取りまとめ、公表する。
各所属	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する災害時優先業務のボトルネックについて、検証及び解消を行う。 ・毎年度、担当する災害時優先業務のボトルネック、その解消計画及び進捗状況について、BCP策定担当課に報告する。

〔ボトルネック及びその解消の例〕

ボトルネック	解消
資機材、物品、用品等の不足	備蓄、応援要請・受援体制の整備
拠点施設（又はその機能）の不足	施設の耐震化、自家発電設備の整備、代替施設の選定
関係機関との連携の不足	協定の締結、共同訓練の実施
法令による制限	例規の整備
情報システムの使用不能	バックアップの確保
連絡（情報、要請等）の混乱	連絡体制・方法等の整備

②業務マニュアル等の整備（主管：BCP策定担当課長—総務課長）

町は、災害時優先業務の迅速、効果的な実施に必要な業務マニュアル、様式、関係機関名簿、資料集等について、あらかじめ整備する。

業務マニュアル等については、外部からの応援職員等が速やかに災害時優先業務を実施できるよう、具体的に記載するものとする。

BCP策定担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属の業務マニュアル等を取りまとめ、必要に応じ所属間の調整等を行う。
各所属	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する災害時優先業務の実施に必要な業務マニュアル等を整備、更新する。 ・業務マニュアル等を整備、更新した際は、BCP策定担当課に報告する。

③地域防災計画等への活用（主管：各計画担当課長）

町は、地域防災計画をはじめ、防災に関する計画、マニュアル、基準、指針の策定及び修正にあたっては、BCP検証、見直しの成果を活用する。

また、地域防災計画等の検証、見直しの成果についてもBCPの見直し等に反映し、併せて、町の業務継続体制を強化する。

④所属及び職員の責務

町の全所属、全職員は、災害時優先業務を迅速、効果的に実施できるよう、常時準備を整えておかななくてはならない。

所属の責務（総括：BCP策定担当課長—総務課長）

各所属	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、職場点検を実施し、危険箇所についてはあらかじめ解消するとともに、職場の状況を庁舎管理担当課に報告する。 ・災害時優先業務に必要な書類等については、外部からの応援職員等が速やかに業務を実施できるよう、あらかじめ整理、保管する。
BCP策定担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場の状況を取りまとめるとともに、全庁的又は大規模な危険箇所の解消を行う。

〔危険箇所解消の例〕

- ・書庫、ロッカーなどの転倒防止
- ・器具などの散乱防止
- ・ガラスの飛散防止
- ・出入口、避難経路の確保

職員の責務（総括：各所属長）

職員	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4部 業務継続体制」の定めるところに従い、災害時には速やかに参集し、長期間にわたり、激務となることが予想される災害時優先業務に従事することができるよう、平常時から準備を行う。 ・所属の災害時優先業務については、他職員が担当するものであっても実施できるようあらかじめ学習し、訓練等を通じて相互に検証する。 ・組織改正、人事異動等の際は、平常時の業務のみでなく、災害時の業務についても引継書を作成する等、確実に引継ぎを行う。
所属長	<ul style="list-style-type: none"> ・所属内の職員の準備状況を把握し、必要に応じて職員への指示、職員間の調整等を実施する。

〔平常時からの準備の例〕

- ・安否確認の体制、方法等の確認（第4部 2 人的資源（2）職員の安否確認）
- ・参集の経路、方法等の確認（第4部 2 人的資源（3）職員の参集）
- ・3日分の食糧、飲料水、衣服等の職場への準備（第4部 6 物品、用品（2）食糧・飲料水等）

〔平常時における検証の例〕

- ・訓練時は、欠員を前提に実施
- ・欠員となる職員Aが担当する災害時優先業務は、他の職員Bが実施
- ・欠員となる職員Aは、他の職員Bの業務実施を検証
- ・他の職員Bは、欠員となる職員Aが作成した業務マニュアル等を検証

(2) B C Pの事前周知

①住民への事前周知（総括：広報担当課長）

広報担当課は、琴浦町B C Pについて、町報、HP等を通じてあらかじめ住民に周知し、災害時における琴浦町の活動について理解を求める。

②関係機関・団体等への事前周知（総括：防災担当課長—総務課長、各課長）

防災担当課	・ B C Pについて、あらかじめ防災関係機関・団体等に周知し、災害時における琴浦町の活動について必要な連絡、調整を行う。
各所属	・ B C Pについて、あらかじめ関係する機関・団体等に周知し、災害時における琴浦町の活動について理解を求めるとともに、必要な連絡、調整を行う。

(3) B C Pの検証、見直し（総括：B C P策定担当課長—総務課長）

町は、毎年度、図上訓練によりB C Pの検証、見直しを行う。検証にあたっては、幅広い、多様な災害の種類、規模、条件等を用いることにより、「想定外」の発生を防ぐとともに、B C Pの対象を順次他の災害等にも拡大することができる。

なお、検証、見直しに当たっては、関係機関・団体等との連携に留意し、必要に応じ関係機関・団体等と共同で検証、見直しを実施する。

	実施部	実施班	業務内容（応急業務）	目標時期							必要な資源	関係機関	備考	
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月
1	総務対策部	事務局	町対策本部の事務局に関すること。	○ 開始								イントラネット	県、国	琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
2	総務対策部	事務局	本部会議に関すること	○ 開始								イントラネット 防災無線		琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
3	総務対策部	事務局	本部員の動員に関すること	○ 開始								通信機器		琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
4	総務対策部	事務局	町防災会議に関すること	○ 開始									行政機関	琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
5	総務対策部	事務局	災害対策本部施設が被災した場合の調整に関すること	○ 開始								代替施設		琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
6	総務対策部	事務局	災害応急対策に係る総合企画及び総合調整に関すること	○ 開始										琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
7	総務対策部	事務局	避難勧告、指示等に関すること	○ 開始・完了								防災無線	気象台、県	発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導等）
8	総務対策部	事務局	備蓄物資の管理等に関すること		○ 開始	継続						備蓄物資		避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
9	総務対策部	事務局	水防資機材の確保に関すること	○ 開始								ポンプ車	国	発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導等）
10	総務対策部	事務局	自治公民館及び自主防災組織との連絡調整に関すること	○ 開始	完了							通信機器	自治公民館	発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導等）
11	総務対策部	事務局	鳥取県災害対策本部との連絡調整に関すること		○ 開始							防災無線、電話等	県	災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
12	総務対策部	事務局	県、他市町村及び防災関係機関に対する応援要請並びに連絡調整に関すること		○ 開始							通信機器	鳥取県、県内市町村	災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
13	総務対策部	事務局	自衛隊の派遣要請及び連絡調整に関すること		○ 開始								県	災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
14	総務対策部	事務局	アマチュア無線の協力に関すること		○ 開始							無線		災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
15	総務対策部	事務局	被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度を除く）に関すること						○ 開始				県	生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
16	総務対策部	事務局	鳥取県被災者住宅再建支援制度の適用手続きに関すること						○ 開始				県	生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
17	総務対策部	事務局	災害救助法の適用に係る報告に関すること		○ 開始									災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
18	総務対策部	事務局	町有車両の配車管理及び町有大型車両による輸送の実施に関すること	○ 開始								公用車		発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導等）
19	総務対策部	事務局	災害文書の收受及び発送に関すること						○ 開始					窓口業務（届出受理、証明書（り災証明書等）発行等）
20	総務対策部	事務局	罹災証明書の交付に関すること				情報収集		○ 開始			PC	中部消防	窓口業務（届出受理、証明書（り災証明書等）発行等）
21	総務対策部	事務局	その他各部の事務に属さないこと	○ 開始										琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
22	総務対策部	事務局	職員の動員にかんすること	○ 開始										琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
23	総務対策部	事務局	県職員等の派遣要請に関すること		○ 開始								県	災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
24	総務対策部	事務局	動員職員の食料の確保及び支給に関すること		○ 開始									琴浦町災害対策本部の運営に係る業務
25	総務対策部	事務局	動員職員の衛生管理及び公務災害補償に関すること		○ 開始									災害対策本部の運営に係る業務
26	総務対策部	事務局	被災職員に対する給付その他福利厚生に関すること						○ 開始				鳥取県市町村共済	その他業務（行政の機能回復）
27	総務対策部	事務局	労働力の確保に関すること			○ 開始								災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
28	総務対策部	事務局	部内の応援体制に関すること			○ 開始						イントラネット		災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
29	総務対策部	事務局	各部の応援体制の総合調整に関すること			○ 開始						イントラネット		災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
30	総務対策部	事務局	ライフライン関係機関（上下水道を除く）の被害調査及び連絡調整に関すること	○ 開始									NTT・中電	被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
31	総務対策部	事務局	町議会との連絡調整に関すること			○ 開始								災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）

	実施部	実施班	業務内容（応急業務）	目標時期							必要な資源	関係機関	備考		
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月	
32	総務対策部	事務局	対策本部長及び対策副本部長の秘書（災害見舞及び視察も含む）に関する事	○ 開始											琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
33	総務対策部	事務局	交通及び輸送機関に係る被害調査並びに連絡調整に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
34	総務対策部	事務局	避難者及び救援物資等の輸送用車両の確保並びに運行計画に関する事			○ 開始							社団法人鳥取県トラック協会		救助・救急体制の確立に係る業務（応援要請、実施班運用）
35	総務対策部	事務局	部内における被害状況の統括及び報告に関する事	○ 開始								イントラネット			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
36	総務対策部	事務局	部内の連絡調整（応急体制を含む）に関する事	○ 開始								イントラネット			琴浦町災害対策本部の運営に係る業務
37	総務対策部	情報班	気象状況の受信及び伝達に関する事	○ 開始								気象情報システム	気象台、県		琴浦町災害対策本部立ち上げ業務
38	総務対策部	情報班	被害状況の総括及び報告に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
39	総務対策部	情報班	人的被害の調査に関する事	○ 開始								防災無線			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
40	総務対策部	情報班	安否情報の収集・整理・報告・提供に関する事		○ 開始	継続						安否情報システム	国、県、消防局		安否情報の収集・提供
41	総務対策部	情報班	町民等からの問い合わせ、苦情等の処理及び担当班への処理依頼に関する事			○ 開始						通信機器			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
42	総務対策部	情報班	防災行政無線の運用に関する事	○ 開始								防災無線	管理業者		発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導等）
43	総務対策部	情報班	情報関連設備等の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
44	総務対策部	情報班	災害情報の収集に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
45	総務対策部	情報班	災害の広報に関する事	○ 情報収集	提供							ホームページ TCC			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
46	総務対策部	情報班	写真等による災害の記録に関する事	○ 現地記録											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
47	総務対策部	情報班	報道機関との連絡調整に関する事	○ 開始	定時での提供										被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
48	総務対策部	財務班	事務用資機材の調達等に関する事			○ 開始									災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
49	総務対策部	財務班	被害に関する予算その他財政措置に関する事			情報収集	○ 開始								災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）
50	総務対策部	財務班	町有財産の被害状況の総括及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
51	総務対策部	財務班	仮設住宅建設用地、廃棄物の集積場所など被害応急対策に必要な施設、用地の確保に関する事						○ 開始				不動産業者		生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
52	総務対策部	財務班	国有財産の無償貸付等に関する事						○ 開始						生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
53	総務対策部	財務班	応急公用負担に関する事			○ 開始									災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）
54	総務対策部	財務班	災害に係る出納に関する事						○ 開始						金融の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
55	総務対策部	財務班	災害に係る物品の購入契約に関する事						○ 開始						金融の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
56	総務対策部	財務班	金融機関の被害調査及び連絡調整に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
57	総務対策部	財務班	災害救助法の運用後の事務に関する事						○ 開始						生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
58	総務対策部	税務班	災害による町税の減免及び徴収猶予に関する事						○ 開始						その他業務（行政の機能回復）
59	民生対策部	厚生班	遺体の身元確認及び埋火葬に関する事			○ 開始	継続					火葬場	中部広域		遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）
60	民生対策部	厚生班	民間団体等への協力要請及び連絡調整に関する事		○ 開始										災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入等）
61	民生対策部	厚生班	避難所の開設及び運営に関する事	○ 開始	継続									指定避難所	避難所の開設、運営業務
62	民生対策部	厚生班	被災者の世帯構成等の確認に関する事	○ 開始											避難所の開設、運営業務
63	民生対策部	厚生班	災害時要援護者の安否確認及び必要な支援対策に関する事	○ 情報収集	入力・提供									国、県、消防局	安否情報の収集・提供

	実施部	実施班	業務内容（応急業務）	目標時期							必要な資源	関係機関	備考		
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月	
64	民生対策部	厚生班	社会福祉施設の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
65	民生対策部	厚生班	災害援護資金に関する事							○ 開始					生活再建に係る業務 （被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
66	民生対策部	厚生班	被災者に関する生活保護並びに生活福祉資金及び寡婦福祉資金に関する事							○ 開始					生活再建に係る業務 （被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
67	民生対策部	厚生班	園児、迷子の保護及び応急保育に関する事	○ 開始									町内保育園		発災直後の火災等対策業務 （消火、避難・警戒・誘導等）
68	民生対策部	厚生班	義援金及び義援物資の収配に関する事							○ 開始			琴浦町社会福祉協議会		生活再建に係る業務 （被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
69	民生対策部	厚生班	日本赤十字社鳥取県支部に対する協力要請に関する事	○ 開始									日本赤十字社鳥取県支部		救助・救急体制の確立に係る業務 （応援要請、実施班運用）
70	民生対策部	厚生班	琴浦町社会福祉協議会（災害ボランティア）との連絡調整に関する事			○ 開始							琴浦町社会福祉協議会		災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等）
71	民生対策部	厚生班	遺体の収容等に関する事			○ 開始	継続						公共施設 中部広域		遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）
72	民生対策部	厚生班	衣料生活必需物資の確保に関する事			○ 開始						備蓄物資			避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
73	民生対策部	厚生班	清掃施設の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
74	民生対策部	厚生班	災害廃棄物の収集及び処理に関する事				○ 開始						中部広域連合		清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等）
75	民生対策部	厚生班	し尿処理に関する事			○ 開始							中部広域連合		衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
76	民生対策部	厚生班	死亡獣畜の処理に関する事				○ 開始						中部広域連合		清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等）
77	民生対策部	厚生班	廃棄物処理業者及びし尿処理業者との連絡調整に関する事			○ 開始							中部広域連合		衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
78	民生対策部	厚生班	飼い犬などの管理に関する事				○ 開始						県		衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
79	民生対策部	厚生班	漂流物に関する事				○ 開始								衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
80	民生対策部	厚生班	避難所、医療救護所等の安全確認及び必要な対策に関する事	○ 開始									指定避難所		避難所の開設。運営業務
81	民生対策部	厚生班	部内における被害状況の統括及び報告に関する事	○ 開始								イントラネット			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
82	民生対策部	厚生班	部内の連絡調整（応急体制を含む）に関する事	○ 開始								イントラネット			琴浦町災害対策本部の運営に係る業務
83	民生対策部	衛生班	医療救護所の設置及び運営に関する事	○ 開始		○ 完了									衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
84	民生対策部	衛生班	医療機関の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始									中部医師会		被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
85	民生対策部	衛生班	救護班及び医療救護ボランティアの派遣要請並びに連絡調整に関する事		○ 開始										災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等）
86	民生対策部	衛生班	鳥取県中部医師会との連絡調整に関する事		○ 開始										災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等）
87	民生対策部	衛生班	医薬品及び医療資機材の調達並びに供給に関する事			○ 開始									衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
88	民生対策部	衛生班	感染症の防疫に関する事			○ 開始									衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
89	民生対策部	衛生班	食品の衛生管理に関する事			○ 開始									衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
90	民生対策部	衛生班	被災者の健康管理に関する事				○ 開始						中部医師会		避難生活の向上に係る業務 （入浴、メンタルヘルス、防犯等）
91	商工対策部	商工班	外国人の保護に関する事	○ 開始											避難所の開設、運営業務
92	商工対策部	商工班	観光施設の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
93	商工対策部	商工班	観光客の保護に関する事		○ 開始								琴浦町観光協会		安否情報の収集・提供
94	商工対策部	商工班	宿泊客等の安全確保に関する事		○ 開始										安否情報の収集・提供
95	商工対策部	商工班	商工業者の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始									琴浦町商工会		被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
96	商工対策部	商工班	被災商工業者に対する融資に関する事							○ 開始					産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）

	実施部	実施班	業務内容（応急業務）	目標時期							必要な資源	関係機関	備考		
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月	
97	商工対策部	商工班	被災労働者の福祉対策に関する事							○ 開始					産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）
98	商工対策部	商工班	琴浦町商工会との連絡調整に関する事								○ 開始		琴浦町商工会		産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）
99	商工対策部	商工班	部内における被害状況の統括及び報告に関する事	○ 開始								イントラネット			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
100	商工対策部	商工班	部内の連絡調整（応急体制を含む）に関する事	○ 開始								イントラネット			琴浦町災害対策本部の運営に係る業務
101	農林水産対策部	農林水産班	食料、野菜等及び家畜飼料の確保に関する事												避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
102	農林水産対策部	農林水産班	家畜の伝染病予防及び防疫に関する事										県		衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
103	農林水産対策部	農林水産班	農業災害融資、林業災害融資及び漁業災害融資に関する事												産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）
104	農林水産対策部	農林水産班	被災農家の営農指導に関する事												産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）
105	農林水産対策部	農林水産班	鳥取中央農業協同組合との連絡調整に関する事										JA鳥取中央		その他業務
106	農林水産対策部	農林水産班	部内における被害状況の統括及び報告に関する事	○ 開始								イントラネット			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
107	農林水産対策部	農林水産班	部内の連絡調整（応援体制を含む）に関する事									イントラネット			琴浦町災害対策本部の運営に係る業務
108	農林水産対策部	農林水産班	土地改良区との連絡調整（農地等の被害、用地掘門の管理等）に関する事	○ 開始									土地改良区		被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
109	農林水産対策部	農林水産班	農業用水路、溜池及び農道の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
110	農林水産対策部	農林水産班	多目的集会施設の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
111	建設対策部	建設班	被災住宅の被害調査に関する事	○ 開始									社団法人鳥取県測量設計業協会中部支部		被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
112	建設対策部	建設班	障害物（住家に流入した土砂等）の除去に関する事										琴浦町建設協議会（災害協定）		清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等）
113	建設対策部	建設班	都市計画事業中の施設及び公園緑地施設の被害調査並びに必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
114	建設対策部	建設班	町発注の工事現場の被害調査及び必要な対策に関する事										受注業者		被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
115	建設対策部	建設班	土木建設用資機材及び人員の確保に関する事										琴浦町建設協議会（災害協定）		町管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道）
116	建設対策部	建設班	土木建設事業者との連絡調整に関する事										琴浦町建設協議会（災害協定）		町管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道）
117	建設対策部	建設班	建設業者の被害調査に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
118	建設対策部	建設班	被災宅地危険度判定業務に関する事										被災住宅危険度判定士	県、国	短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等）
119	建設対策部	建設班	部内における被害状況の統括に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
120	建設対策部	建設班	部内の連絡調整（応援体制を含む）に関する事	○ 開始											琴浦町災害対策本部の運営に係る業務
121	建設対策部	建設班	町営住宅の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始										建築業者	被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
122	建設対策部	建設班	開発許可区域等の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
123	建設対策部	建設班	応急仮設住宅の建設及び管理に関する事											建築資材業者	被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
124	建設対策部	建設班	建築物の制限、緩和等に関する事												生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
125	建設対策部	建設班	被災建築物の応急危険度判定業務に関する事										被災住宅危険度判定士		その他業務
126	建設対策部	建設班	住宅金融支援機構の特別融資に関する事											住宅金融支援機構	生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
127	建設対策部	建設班	鳥取県被災者住宅再建支援の適用後の事務に関する事												生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
128	建設対策部	建設班	被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度）に関する事												生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）
129	建設対策部	建設班	道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害調査並びに必要な対策に関する事	○ 開始									社団法人鳥取県測量設計業協会中部支部		被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）

	実施部	実施班	業務内容（応急業務）	目標時期							必要な資源	関係機関	備考		
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月	
130	建設対策部	建設班	河川及び配水樋門の管理に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
131	建設対策部	建設班	排水ポンプ車の出動要請及び手続きに関する事	○ 開始							ポンプ車	国			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
132	建設対策部	建設班	土砂災害の被害調査並びに必要な対策に関する事	○ 開始								社団法人鳥取県測量設計業協会中部支部			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
133	水道対策部	上下水道班	仮設トイレの確保及び設置並びにトイレ対策の総合調整に関する事			○ 開始									避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
134	水道対策部	上下水道班	公共下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査並びに必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
135	水道対策部	上下水道班	公共下水道施設及び農業集落排水施設等の管理・運営に関する事			○ 開始									町管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道）
136	水道対策部	上下水道班	雨水排水ポンプ場運転等及び周辺の必要な対策に関する事			○ 開始						管理業者			町管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道）
137	水道対策部	上下水道班	排水設備工事業者との連絡調整に関する事			○ 開始						排水設備工事業者			町管理施設の応急復旧に係る業務（道路・上下水道）
138	水道対策部	上下水道班	排水ポンプの確保に関する事			○ 開始						国			町管理施設の応急復旧に係る業務（道路・上下水道）
139	水道対策部	上下水道班	飲料水の確保に関する事			○ 開始									町管理施設の応急復旧に係る業務（道路・上下水道）
140	水道対策部	上下水道班	給水用資機材等の確保に関する事			○ 開始									町管理施設の応急復旧に係る業務（道路・上下水道）
141	水道対策部	上下水道班	日本水道協会及び他の水道事業者との連絡調整に関する事			○ 開始						日本水道協会 水道事業者			町管理施設の応急復旧に係る業務（道路・上下水道）
142	水道対策部	上下水道班	部内における被害状況の統括及び報告に関する事	○ 開始							イントラネット				被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
143	水道対策部	上下水道班	部内の連絡調整（応援体制を含む）に関する事	○ 開始							イントラネット				琴浦町災害対策本部の運営に係る業務
144	水道対策部	上下水道班	水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始								(社)鳥取県管工事業協会中部支部、中部管工事共同組合			被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
145	水道対策部	上下水道班	復旧資機材等の確保に関する事			○ 開始						建設資材業者			町管理施設の応急復旧に係る業務（道路・上下水道）
146	水道対策部	上下水道班	臨時共用栓の設置に関する事			○ 開始									町管理施設の応急復旧に係る業務（道路・上下水道）
147	水道対策部	上下水道班	防疫その他必要な浄水に関する事			○ 開始									衛生環境回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動）
148	水道対策部	上下水道班	水道工事業者との連絡調整に関する事	○ 開始								(社)鳥取県管工事業協会中部支部、中部管工事共同組合			町管理施設の応急復旧に係る業務（道路・上下水道）
149	文教対策部	学校教育班	学校施設の被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
150	文教対策部	学校教育班	児童、生徒及び教職員の被害調査並びに必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
151	文教対策部	学校教育班	県教育委員会及び市町村教育委員会との連絡調整に関する事	○ 開始											教育再開に係る業務
152	文教対策部	学校教育班	児童及び生徒の集団避難に関する事	○ 開始											発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導等）
153	文教対策部	学校教育班	災害時における学校運営の応急措置に関する事	○ 開始											発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導等）
154	文教対策部	学校教育班	被災児童、生徒の教科書学用品の確保及び就学援助に関する事						○ 開始						教育再開に係る業務に係る業務
155	文教対策部	学校教育班	部内における被害状況の統括及び報告に関する事	○ 開始							イントラネット				被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
156	文教対策部	学校教育班	部内の連絡調整（応援体制を含む）に関する事	○ 開始							インフラネット				琴浦町災害対策本部の運営に係る業務
157	文教対策部	学校教育班	食料及び炊き出し用資機材の確保並びに炊き出しの実施に関する事			○ 開始					調理器具	委託業者			避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
158	文教対策部	学校教育班	学校給食センターの被害調査及び必要な対策に関する事	○ 開始							通信機器				被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
159	文教対策部	社会教育班	体育施設、社会教育施設及び図書館の被害調査並びに必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
160	文教対策部	社会教育班	避難所の開設及び運営に対する協力に関する事		○ 開始							指定避難所			避難所の開設、運営業務
161	文教対策部	社会教育班	避難所運営への支援に関する事		○ 開始							指定避難所			避難所の開設、運営業務
162	文教対策部	社会教育班	文化財及び文化施設等の被害調査並びに必要な対策に関する事	○ 開始											被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）

	実施部	実施班	業務内容（応急業務）	目標時期							必要な資源	関係機関	備考	
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月
163	消防団	消防団	消防、水防及び救出活動に関すること	○ 開始								消防資機材	中部消防 公設消防団	発災直後の火災等対策業務 (消火、避難・警戒・誘導等)
164	消防団	消防団	住民の避難誘導に関すること	○ 開始								防災無線	自治公民館	発災直後の火災等対策業務 (消火、避難・警戒・誘導等)
165	消防団	消防団	行方不明者の捜索に関すること		○ 開始							消防資機材	中部消防 公設消防団	救助・救急体制確立に係る業務 (応援要請、実施班運用)
166	消防団	消防団	危険箇所その他の警戒に関すること			○ 開始								短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等）

課名	業務内容（継続業務）	具体的内容	目標時期								必要な資源	関係機関	備考	
			直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1月				
1	総務	電話交換事務		○ 開始								通信機器	委託業者	・災害時において住民等から大量の問合せ等が入る。 ・電話回線等の通信網が切断などした場合、住民との連絡手段が閉ざされる可能性がある。
2	総務	庁舎等宿日直事務			○ 開始							通信機器		・庁舎設備の破壊・故障状況等確認 ・夜間の施設の警備、夜間の来庁者対応
3	総務	非常備消防事業（公設消防）		○ 活動								通信機器	消防団	・職員の参集状況を取りまとめ、本部へ報告。 ・夜間の応援人員調整。 ・応援職員受入、配備。 ・職員の食料等確保及び配給 ・勤務時間の管理 ・職員の健康管理
4	総務	職員勤務管理事務	職員の招集及び派遣事務	○ 開始								通信機器 応援職員宿泊所	他市町村、国、県の職員、ボランティア	
5	総務	職員勤務管理事務	職員の労務管理事務	○ 開始								通信機器	医療機関	
6	総務	秘書一般	秘書事務	○ 町長・副町長 連絡調整	○ 災害対策本部 との連絡調整							車両、通信機器		
7	税務	災害による町税の減免及び徴収猶予								○ 受付開始				
8	町民生活	保育園入所事務、私立保育園運営委託、広域保育入所委託業務		○開始① 概況把握、実施 ※保育園が開所 しているときに 災害が発生した 場合	○開始② 概況把握、実施 ※保育園の業務 時間外に災害が 発生した場合								各保育所	・保育園の被災状況の把握が必要 ・被災の時間が保育園を開所している時間と業務時間外とでは対応内容が変わってくる ・保育園等が避難所となる場合、避難所が流入した場合は、別途、調整担当及び避難所運営等の人員等が必要 ・被災に伴い、児童の保育園の変更、町外への広域入所委託等の事務が生じる場合があり、規模によっては必要な人員が変化する
9	町民生活	各種証明業務（住民票、戸籍、印鑑等）					○ システム確認・復 旧	○ 受付開始				事務用品・戸籍・住 基システム・電話	システム委託業者	
10	町民生活	埋・火葬許可証交付事務					○ システム確認・復 旧	○ 受付開始				事務用品・戸籍・住 基システム・電話	琴浦斎場	
11	町民生活	廃棄物処理等相談窓口業務		○ 窓口開設	○ 町民対応業者へ の連絡							通信機器		ゴミの収集等について住民から問い合わせが入る
12	町民生活	家庭ごみ収集処理事業		○ 窓口開設	○ 町民対応業者 への連絡							通信機器 車両	委託業者 ごみ処理施設	ゴミ収集業者との連絡・連携 災害により大量のごみが排出されるおそれがある
13	町民生活	し尿収集処理事業（被災地地区以外の家庭）		○ 開始								通信機器	委託業者 し尿処理施設	し尿汲取りについて住民から問い合わせが入る し尿収集業者との連絡・連携 し尿便桶に水が入り、満杯になった便桶のし尿汲取りをする必要がある
14	町民生活	動物飼養業務		○ 開始	○ 概況把握情報 提供開始							・動物飼養者 ・動物飼料等	・動物病院（獣医師） ・中部生活環境局	・動物飼養は毎日不可欠（災害時においても、最低限の動物の生命維持活動を行う必要有） ・動物舎等破壊状況の確認、対応 ・施設維持が困難な場合、飼養動物をどうするか決定する必要有。
15	企画	庁内ネットワーク運営事業	被害調査、情報提供	○ 開始			○ 状況把握					車両、通信機器	委託業者	
		復旧作業					○ 開始	→	○ 完了			車両、通信機器、資 機材（燃料）	委託業者	委託業者との連携 停電時のネットワーク機器の発電機用軽油をどこで確保するか
16	企画	報道機関情報提供事業		○ 情報受入開始	○ 情報集約・提供							通信機器（FAX、固 定電話）	倉吉記者クラブ	・迅速、適切な情報提供が必要 ・配信情報の適切な間引き、町以外（近畿自治体や国機関等）からの情報提供対応等、常時人の貼り付けを要する。
17	企画	ホームページ等運営事業		○ システム状況把 握・復旧作業	○ 情報発信・提供							情報・通信機器		・WEBサーバの運用確保
18	企画	町政情報（ニュース）放送委託業務		○ システム状況把 握・復旧作業	○ 情報発信・提供							情報・通信機器 （TV・PC等）	委託業者（TCC）	・放送基盤（バックボーン）の運用確保
19	企画	伝送路管理 （LGWAN・J-ALERT・鳥取県情報 ハイウエー）		○ システム状況把 握・復旧作業	○ 情報発信・提供							情報・通信危機 （PC等）	委託業者	・配信基盤（バックボーン）の運用確保

	課名	業務内容（継続業務）	具体的内容	目標時期							必要な資源	関係機関	備考	
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月
20	福祉	災害時要援護者支援業務		○ 状況把握	○ 災害時要援護者避難支援台帳に基づき自治公、民生児童委員等に情報提供を行う	○ 災害時要援護者避難支援台帳に基づき安否確認を行う。（一時避難所）	○ ・視覚障がい・聴覚障がいのある人への提供 ・災害時要援護者避難支援台帳に基づき安否確認を行う。（福祉避難所等の調整）	○ 災害時要援護者避難支援台帳に基づき安否確認を行う。（避難所生活における支援のためのニーズ把握及び調整）				車両、要援護者システムの情報、パソコン、通信機器	民生児童委員協議会、社会福祉協議会、相談支援事業所	
21	福祉	生活保護費支給	システム復旧・保護費支給		○ システム状況把握・復旧作業			○ 復旧完了	○ 支給開始			生活保護システム・パソコン	システム委託業者 金融機関	
22	福祉	生活保護医療券発行事務					○ 医療機関等受診者の確認	○ 医療機関等の請求期限までの期間確認	○ 医療券・介護券発行、郵送業務			生活保護システム	医療・介護機関	医療・介護機関との連絡・連携
23	福祉	被保護者の安否確認			○ 開始							通信機器、車両		
24	健対	災害時における医療保険情報の提供	・被害時における医療保険情報の提供 ・国民健康保険・後期高齢医療・特別医療被保険者及び医療機関等からの照会（保険証の番号・自己負担割合）への対応		○ 発災後から6時間以内に着手							国保等資格情報	医療機関等	
25	健対	健康相談			○ 相談窓口開設	○ 相談業務開始						血圧計・乳児用体温計・電話等	医療機関	保険センターでの必要に応じた相談体制の継続
26	健対	家庭訪問（緊急分）			○ 相談窓口開設	○ 訪問開始						車両・血圧計・救急靴・乳児用体重計・携帯電話等	医療機関	災害発生前に退院し、出生時体重や産婦の状況等引き続き状況の確認が必要な場合等の訪問災害状況、訪問対象者の状況により職員2名体制での訪問が必要となる場合がある
27	建設	公共土木施設災害復旧事業				○ 開始（土砂撤去等）				○ 開始（復旧工事）				緊急を要する土砂撤去等を、まず行う。復旧工事については、早期の復旧が必要な場所について、実施する。
28	建設	除雪事業（融雪装置維持管理事業含む）		○ 開始										除雪を実施しないと、避難等に支障がある場合に実施。（積雪期のみ）
29	建設	道路・橋梁・河川災害状況パトロール業務		○ 開始	○ 概況把握（初期）	○ 概況把握（詳細）	○ 概況把握（追加）							継続
30	建設	道路・橋梁・河川維持作業業務			○ 開始									災害の状況によっては、実施を遅らせる場合がある。
31	建設	工事中箇所の見回り、現況確認		○ 開始・状況把握									県土整備局	
32	上下水道	汚水排水施設維持管理業務		○ 開始・状況把握										機械施設の運転状況
33	上下水道	集落排水処理施設維持管理業務		○ 開始・状況把握										機械施設の運転状況
34	上下水道	雨水排水施設維持管理業務		○ 開始・状況把握									国土交通省	機械施設の運転状況
36	上下水道	窓口業務（給水申込・使用中止等）		○ 随時受付										
36	上下水道	水源地・配水池施設の点検及び水質検査（施設係）		○ 開始								車両		
37	上下水道	水道管の修繕（配給水係）		○ 開始								車両・工具	警察・道路管理者	

	課名	業務内容（継続業務）	具体的内容	目標時期							必要な資源	関係機関	備考		
				直後	～3時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間				～1月	
38	上下水道	閉開栓に伴う量水器の取替え（配給水係）		○ 届出があったものから随時								車両・工具			
39	農林水産	農林水産業への被災状況の確認													
40	教育総務	児童生徒・教職員の状況等の情報収集と報告		○ 開始	○ 概況把握 報告開始							車両 通信機器	県教育委員会		
41	教育総務	学校への情報提供		○ 開始								通信機器	県教育委員会		
42	社会教育	指定文化財の被害状況の把握（文化財パトロール）	把握・報告	○ 開始	被害状況把握文化財の所在の確認 情報提供 危険個所の標示							車両 通信機器 懐中電灯	文化庁 県文化財課 指定物件の管理者	文化財の保管施設が必要な場合もありうる。	
			応急処置		○ 応急復旧箇所の優先順位の決定	○ 応急処置									
			復旧作業			○ 応急復旧作業	→ 継続						車両、土嚢袋 スコップ・鋸		浸水・倒木・土砂崩壊など、災害種類によって人数・必要資源が異なる。
43	給食センター	学校給食センター運営業務	関係業者・学校の被害状況調査	○ 状況把握											
給食実施の決定			○ 実施決定（内容・数）												
給食実施			○ 発注・調理・配送									電気、水道、ガス、重油、食材	調理、輸送委託業者	（栄養教職員2人）	
46	議会	議会運営		（注1）時期は決められない								会議録、録音機、速記士	—	（注1）目標時期は、町長が議会を招集するときのため時期は指定できない。	
47	農委	農地基本台帳の整理に関すること			○ 現場状況把握					○ 農地基本台帳整理	○ 農家との連絡調整	PC・プリンター		農家との連絡等	

防災資機材及び水防用資材の備蓄場所

施設名	所在地	備蓄倉庫		管理者
		棟数	面積	
防災備蓄倉庫	逢 東	2	80 m ²	琴 浦 町

河川名	所在地	水防倉庫		管理者
		棟数	面積	
洗 川	山 田	1	40 m ²	琴 浦 町
	太 一 垣	1	17 m ²	〃

品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
土のう袋	4,800 袋	つるはし	10 丁	ロープ	20 kg
シート	200 枚	かま	15 丁	鉄線	30 kg
ロープ	900m	のこ	28 丁	掛矢	5 丁
鉄杭	100 本	スコップ	50 丁	なた	10 丁
鉄線	7 巻	クリッパー	11 丁	かま	10 丁
掛矢	11 丁	ペンチ	24 丁	スコップ	30 丁
たこつち	10 丁	シノ	4 丁	投光器	2 個
なた	20 丁	ビニール土のう	2,000 袋		

「東日本大震災級の地震による被害」について

1 気象庁震度階級関連解説表

震度階級 7		現象、被害
人の体感・行動		立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
屋内の状況		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の状況		壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造建物 (住宅)	耐震性が高い	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。
	耐震性が低い	まれに傾くことがある。傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
鉄筋コン クリート 造建物	耐震性が高い	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	耐震性が低い	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。
地盤の状況		大きな地割れが生じることがある。
斜面等の状況		がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

※気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>

2 東日本大震災による被害（概要）

(1) 地震の概要（気象庁調べ）

- ①発生時刻：H23年3月11日（金） 14時46分
- ②発生場所：北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km
- ③規模：9.0（モーメントマグニチュード）
- ④最大震度：7（宮城県栗原市）

(2) 被害の例

	全国	宮城県			岩手県		備考	
		石巻市	気仙沼市	南三陸町	陸前高田市	大槌町		
最大震度	7	6強	6弱	6弱	欠測	欠測	※1	
人口(人)	—	163,594	74,926	17,815	24,277	16,171	※2	
世帯数	—	60,525	26,578	5,365	8,173	6,351		
人的被害(人)	死者	16,140	3,182	1,030	565	1,555	802	
	行方不明者	3,123	557	338	310	291	484	
	負傷者	6,112	不明	不明	不明	不明	不明	
	重傷	674						
	軽傷	5,177						
程度不明	261							
住家被害(棟)	全壊	128,582	22,357	8,490	3,142	3,159	3,092	
	半壊	244,031	11,021	2,544	169	182	625	
	一部損壊	691,882	20,364	4,355	1,214	27	161	
	床上浸水	20,425	6,821	不明	不明	(空欄)	(空欄)	
	床下浸水	15,502	10,908					
火災発生件数(件)	286	23	8	5	1	1		
避難所数(施設)	—	250	92	54	62	詳細不明	※3	

避難者数(人)	—	40,601	19,021	9,700	10,547	6,221	
---------	---	--------	--------	-------	--------	-------	--

※1：「最大震度」、「人的被害」、「住家被害」及び「火災発生件数」は、消防庁第144報（H24年2月14日）による。（陸前高田市の震度は、同市の「被害状況」では「6弱」。）

※2：「人口」及び「世帯数」は、「住民基本台帳人口要覧（平成22年3月31日現在）」（総務省自治行政局）による。

※3：「避難所数」及び「避難者数」は、宮城県、岩手県の被害等状況発表（H23年3月18日）による。

3 阪神・淡路大震災による被害（概要）

（1）地震の概要（気象庁調べ）

- ①発生時刻：H7年1月17日（火） 05時46分
- ②発生場所：淡路島（北緯34度36分、東経135度02分、深さ16km）
- ③規 模：7.3（モーメントマグニチュード）
- ④最大震度：7（神戸市須磨区・長田区・兵庫区・中央区・灘区・東灘区、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町）

（2）被害の例

		全国	神戸市		芦屋市	西宮市	備考
			長田区	東灘区			
最大震度		7	7	7	7	7	
人口(人)		—	1,479,233	124,799	186,814	85,196	411,882 ※2
世帯数		—	575,547	53,389	75,992	33,381	160,283
人的被害(人)	死者	6,434					
	行方不明者	3					
	負傷者	43,792					
	重傷	10,683					
	軽傷	33,109					
	程度不明						
住家被害(棟)	全壊	104,906					
	半壊	144,274					
	一部損壊	390,506					
	床上浸水						
	床下浸水						
火災発生件数(件)	293						
避難所数(施設)	—						
避難者数(人)	—						

※2：「人口」及び「世帯数」は、「住民基本台帳人口要覧（平成6年3月31日現在）」（自治省行政局）による。